

原産地規則説明会資料
平成27年3月



経済連携協定(EPA)に係る 原産地規則の概要

- 輸入化学品を中心に -

東京税関業務部総括原産地調査官

本説明会の目的

- ▶ 原産地規則に関する基本的事項を理解する。
- ▶ 特に化学品の原産地基準に関する知識を深める。
- ▶ 特恵税率適用のための条件を理解する。



経済連携協定(EPA)税率の活用
& 適正な輸出入申告

本日の説明事項

- はじめに 4
 - 関税上の特恵待遇
 - 特恵税率適用のための条件
- 原産地基準 9
- 原産地認定のケーススタディ 25
- 積送基準 34
- 手続的規定 37
- 日豪EPA 自己申告制度の概要 47
- 原産地手続を巡る最近の動向 61

はじめに

関税上の特惠待遇

貨物の輸入に際し、一般の関税率よりも低い関税率が適用されること

一般特惠(GSP)税率
経済連携協定(EPA)税率

(例)日タイ経済連携協定第18条 関税の撤廃

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書 I の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

→日本が約束した関税の撤廃又は引き下げは、**タイ原産品**について適用される。

日タイ協定に基づいて適用される税率も「特惠税率」という。

*このセミナーでは、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定を「日タイ協定」といいます。

化学品の関税率の例

税番	品名	MFN 税率	日タイ特惠 税率
2803.00	炭素	WTO3.9%	FREE
3206.11	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品 (二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の80%以上のもの)	WTO3.2%	FREE
3901.20	エチレンの重合体(一次製品に限る) (比重が0.94以上のポリエチレン)	WTO6.5%	FREE
3901.90	エチレンの重合体(一次製品に限る) (その他のもの)	WTO2.8%	FREE
3902.30	プロピレンの共同重合体	WTO2.8%	FREE
3907.60	ポリ(エチレンテレフタレート)	WTO3.1%	FREE

*MFN税率とは、基本税率又は暫定税率とWTO協定税率のいずれか低い税率のことをいいます。

特惠税率適用のための条件

① 輸入される製品に関し、特惠税率が設定されていること
(EPA税率の場合は協定の譲許表、一般特惠税率の場合は暫定法別表)

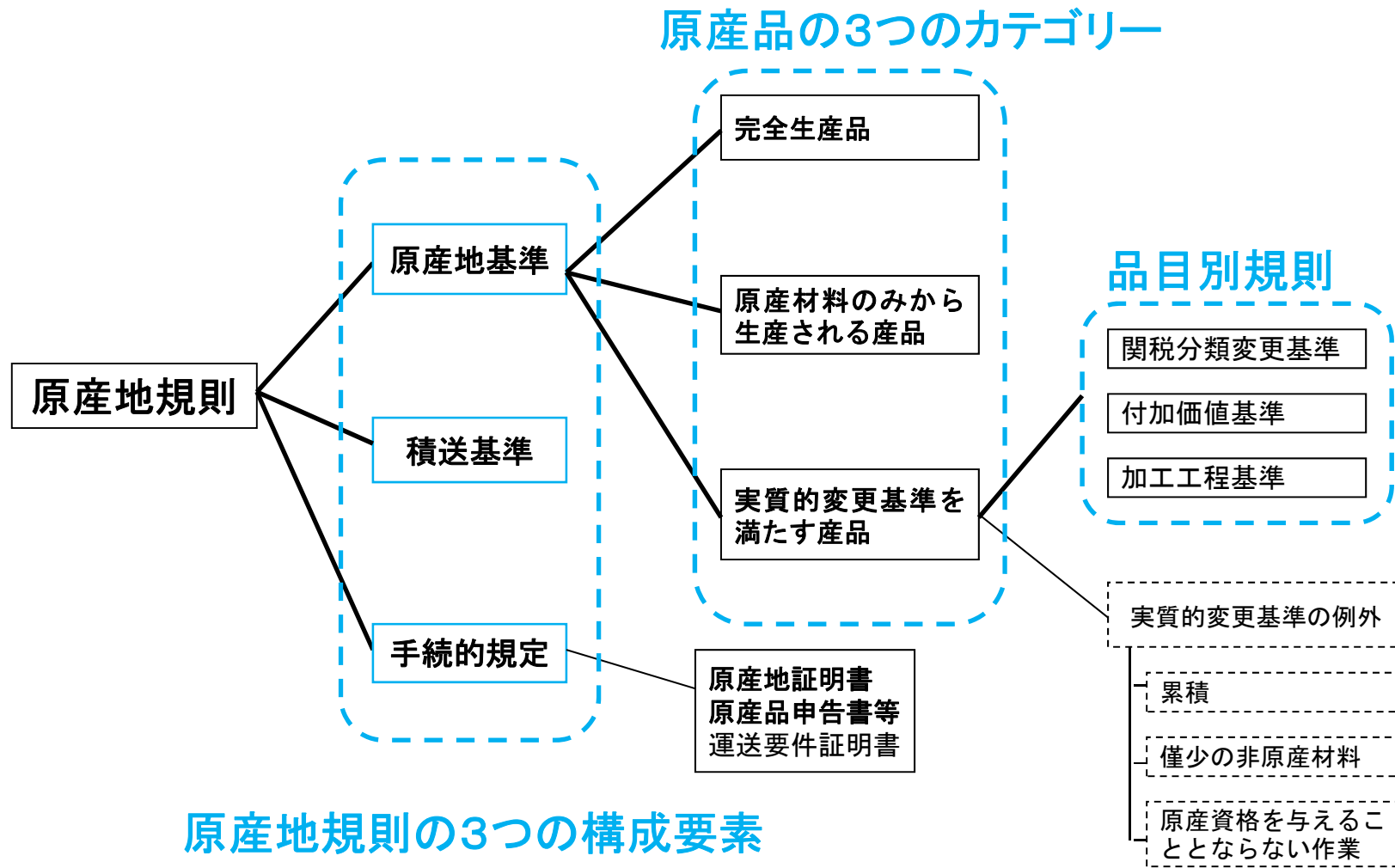
② 生産された貨物が、「原産品」であると認められること(=原産地基準を満たしていること)

③ 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=積送基準を満たしていること)



★4つの条件をすべて満たさなければいけない!

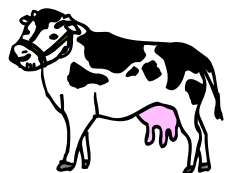
EPA原産地規則の構成



原產地基準

原産品の3つのカテゴリー

① 完全生産品



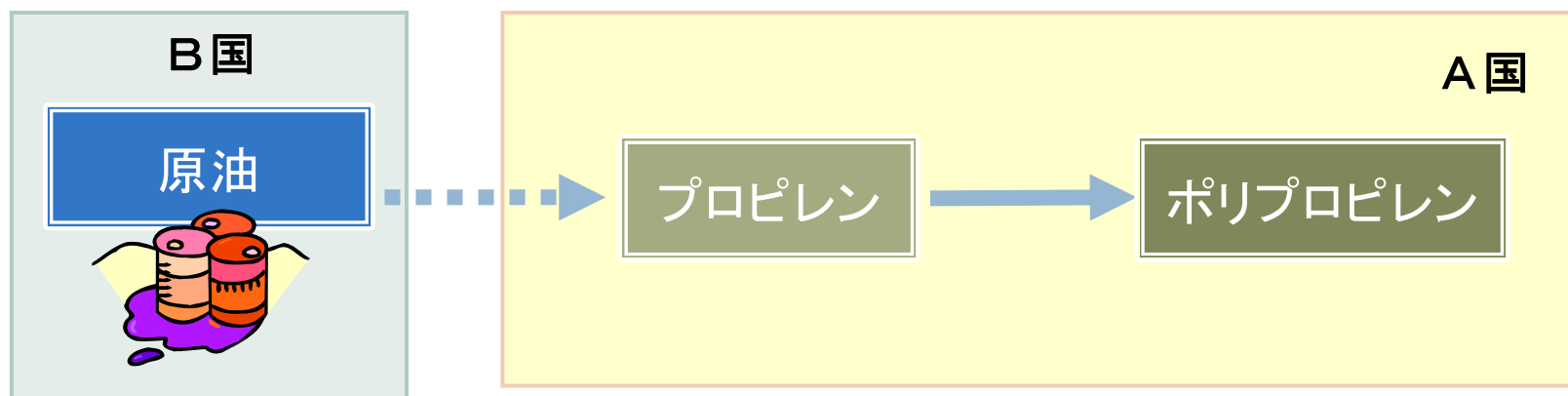
(例) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
(家畜等)



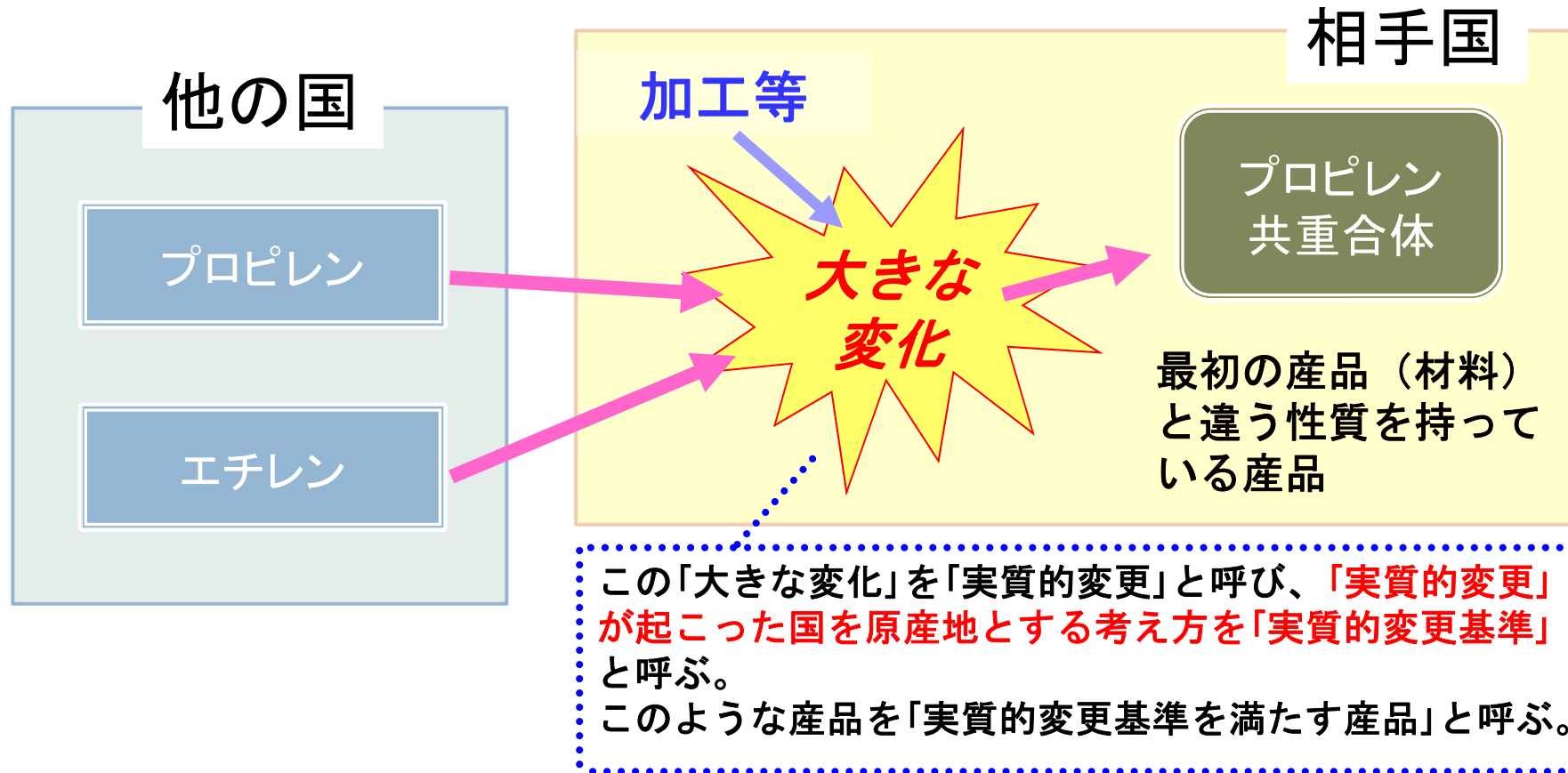
(例) 当該締約国の土壌、水域、海底又はその下において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
(原油等)

② 原産材料のみから生産される産品

生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は1カ国で生産・製造が完結しているように見えるが、実際には他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの



実質的変更基準を満たす産品



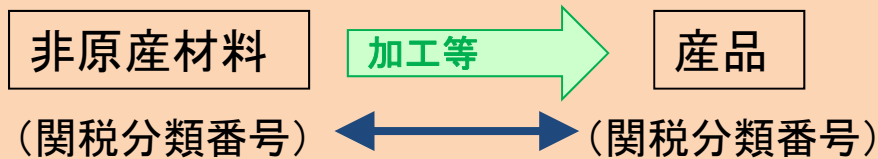
【参考】 日アセアン包括的経済連携協定(AJCEP)第24条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条に定めるもの
- (b) 非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの
- (c) 一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

実質的変更基準の種類

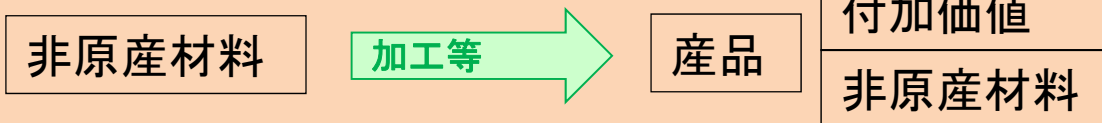
■ 関税分類変更基準 (CTC: *Change in Tariff Classification*)



非原産材料と産品の関税分類番号に特定の変化(※)があれば、実質的変更があったとする基準

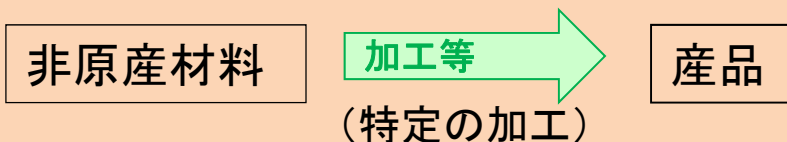
※ HS2桁の変更: 他の類の材料からの変更
HS4桁の変更: 他の項の材料からの変更
HS6桁の変更: 他の号の材料からの変更

■ 付加価値基準 (VA: *Value Added*)



付加された価値がある条件以上であれば、実質的変更があったとする基準

■ 加工工程基準 (SP: *Specific Processes*)



非原産材料に特定の加工工程がほどこされれば、実質的変更があったとする基準

⇒我が国の多くのEPAにおいて、実質的変更基準は、**品目毎**に上記のいずれかの考え方、あるいは、その組み合わせを採用しています。

品目別規則

(PSR : Product Specific Rules)

非原産材料が使用されている製品について、その国の**原産品として認められるために必要なルール(※)**をHS番号毎に具体的に表したもので、各協定毎に定められている。

※関税分類変更基準、付加価値基準及び加工工程基準のこと

(日タイ協定の例)

3 3
9 9
· 0
1 1
4 1

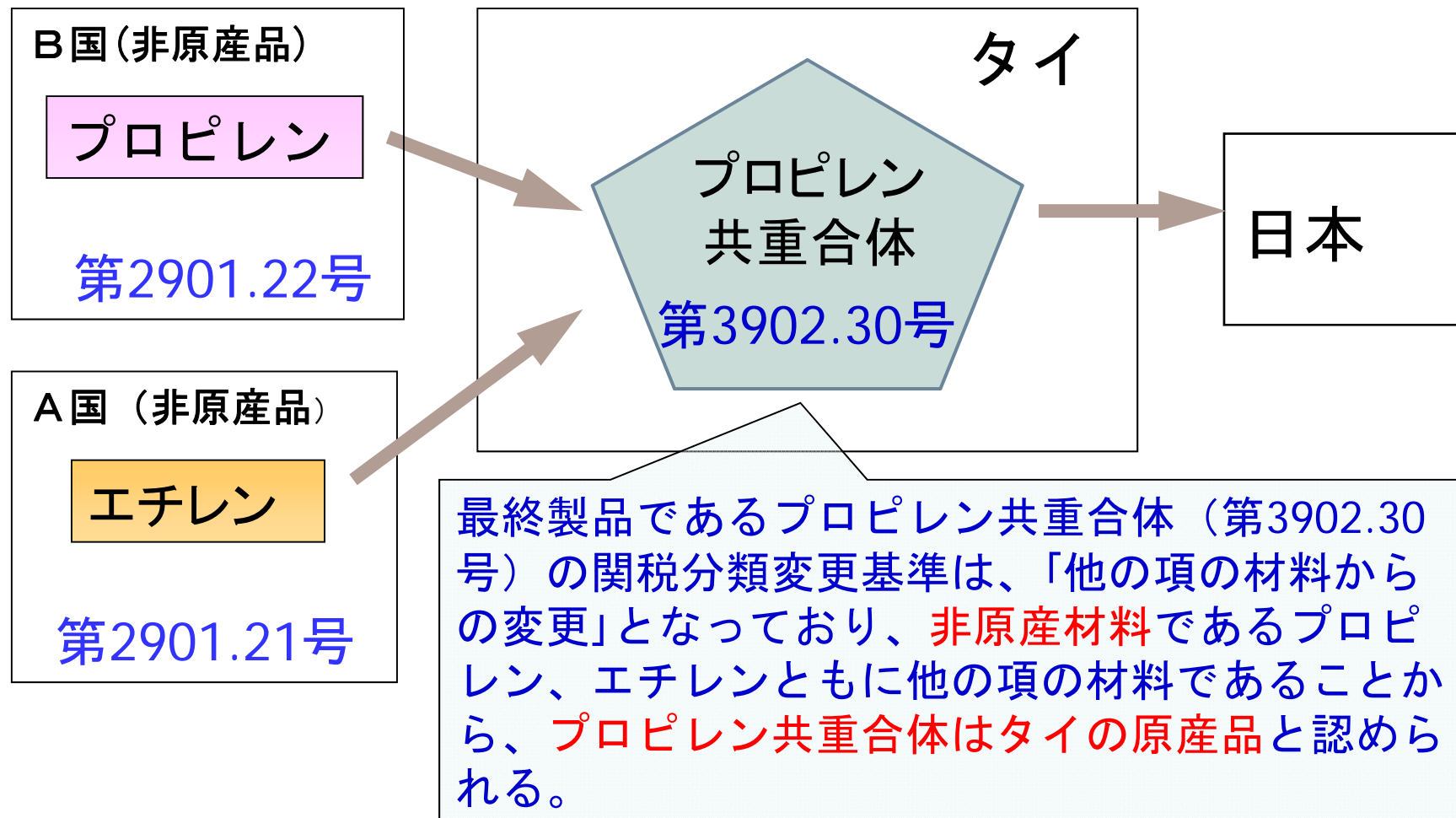
第三九類 プラスチック及びその製品

3 3 第39類の材料からの変更、
9 9 第39類の材料からの変更、
· 0 第39類の材料からの変更、
1 1 第39類の材料からの変更、
4 1 第39類の材料からの変更、
の材料からの変更、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第39類の材料からの変更)
3 9 第39類の材料からの変更、
9 9 第39類の材料からの変更、
· 0 第39類の材料からの変更、
1 1 第39類の材料からの変更、
4 1 第39類の材料からの変更、
の材料からの変更、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第39類の材料からの変更)
必要としない。又は、
産品への関税分類の変更を
3 9 第39類の材料からの変更、
9 9 第39類の材料からの変更、
· 0 第39類の材料からの変更、
1 1 第39類の材料からの変更、
4 1 第39類の材料からの変更、
の材料からの変更、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第39類の材料からの変更)
使用される非原産材料に
ついていずれかの締約国に
おいて化学反応、精製、異性
体分離の各工程若しくは生
物工学的工程を経ること
(第39類の材料からの変更)
3 9 第39類の材料からの変更、
9 9 第39類の材料からの変更、
· 0 第39類の材料からの変更、
1 1 第39類の材料からの変更、
4 1 第39類の材料からの変更、
の材料からの変更、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第39類の材料からの変更)
産品への関税分類の変更を
必要としない。)

関税分類変更基準

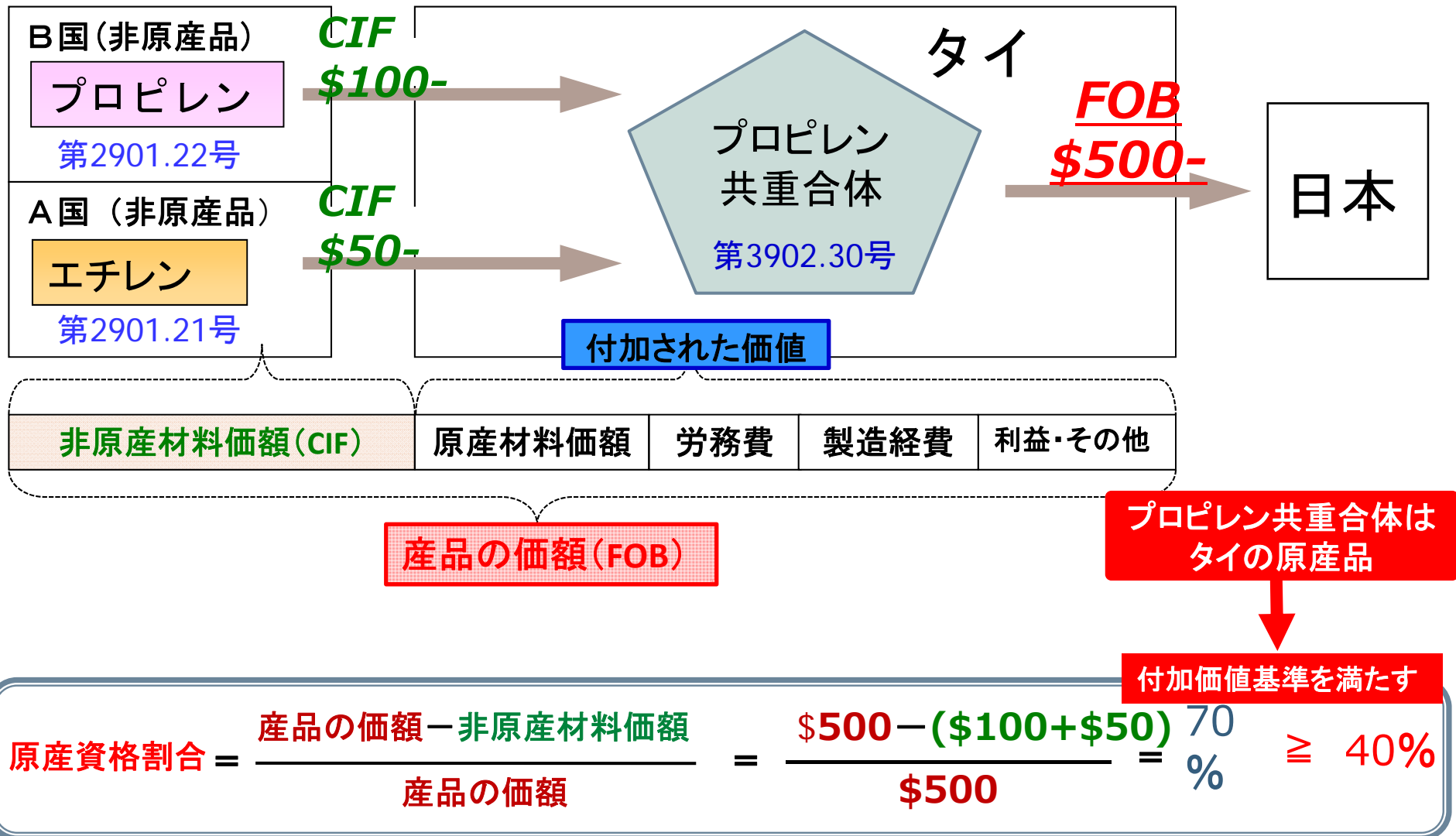
非原産材料についてのみ検討する。

(例) 日タイ協定第3902.30号品目別規則: ①他の項の材料からの変更



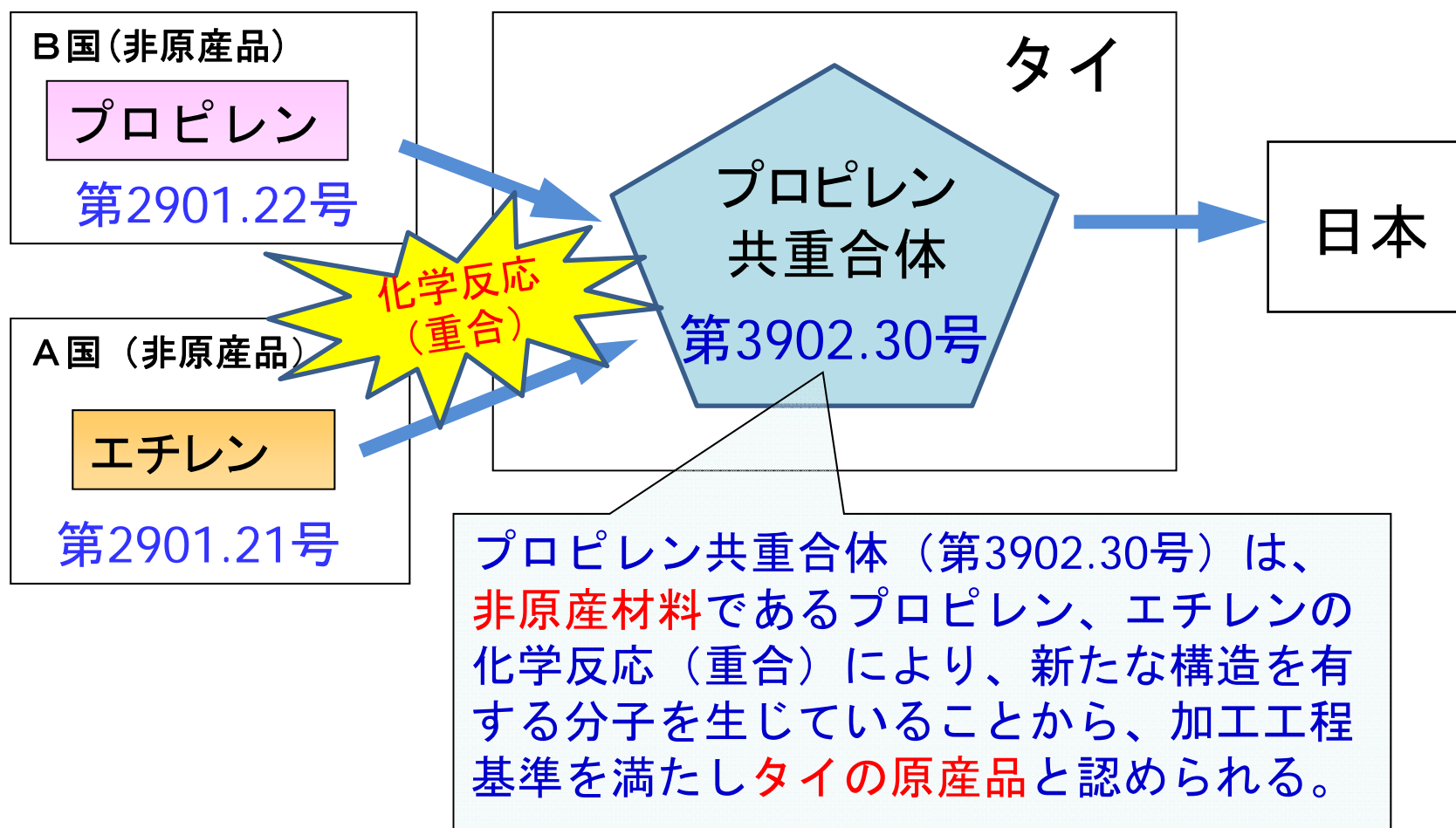
付加価値基準

(例) 日タイ協定第3902.30号の品目別規則：②原産資格割合が40%以上

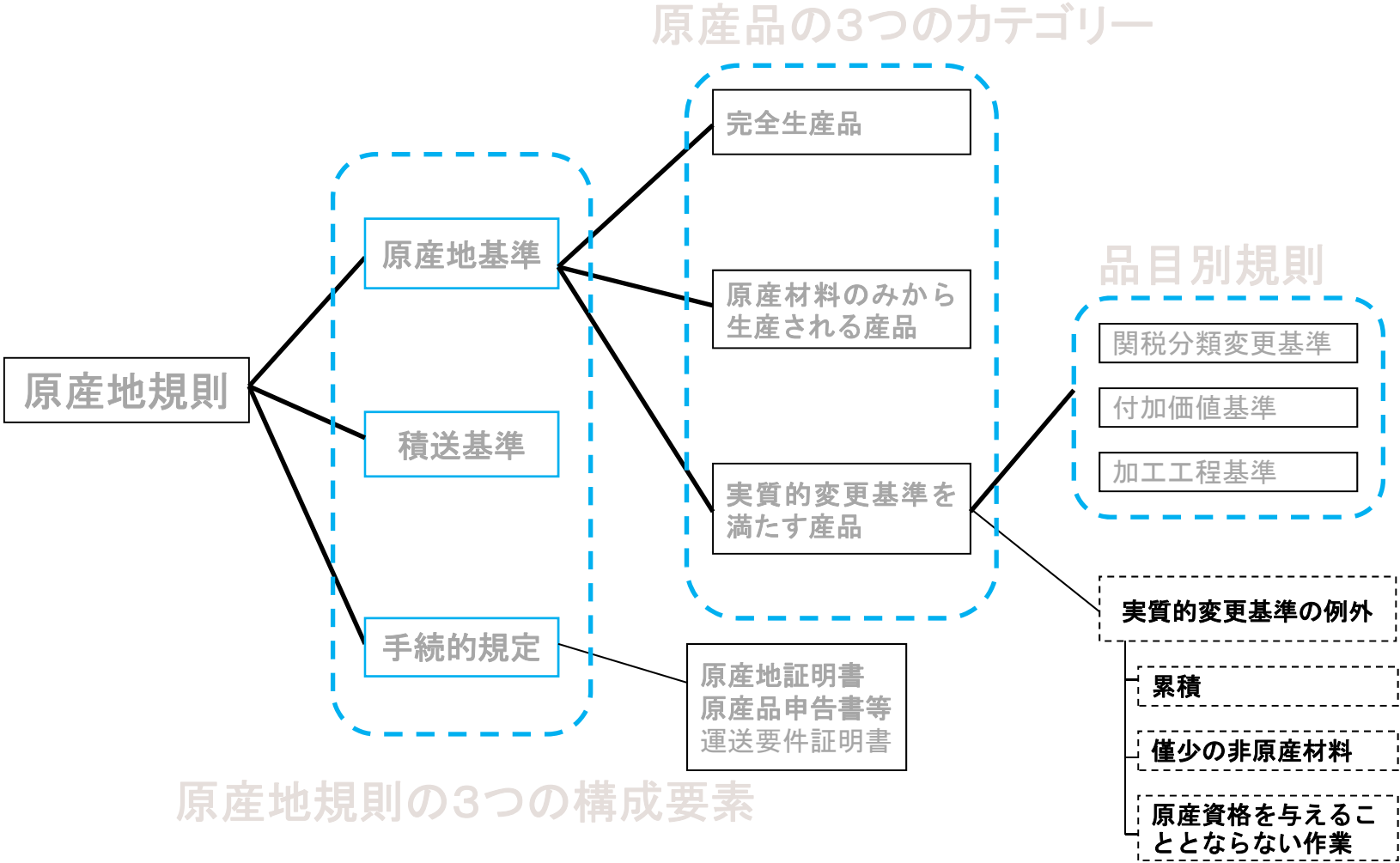


加工工程基準

(例) 日タイ協定第3902.30号の品目別規則：③化学反応、精製、異性体分離
若しくは生物工学的工程



EPA原産地規則の構成



累積

◎EPA相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

(仮定)最終製品Xに係る品目別規則:他の項からの変更

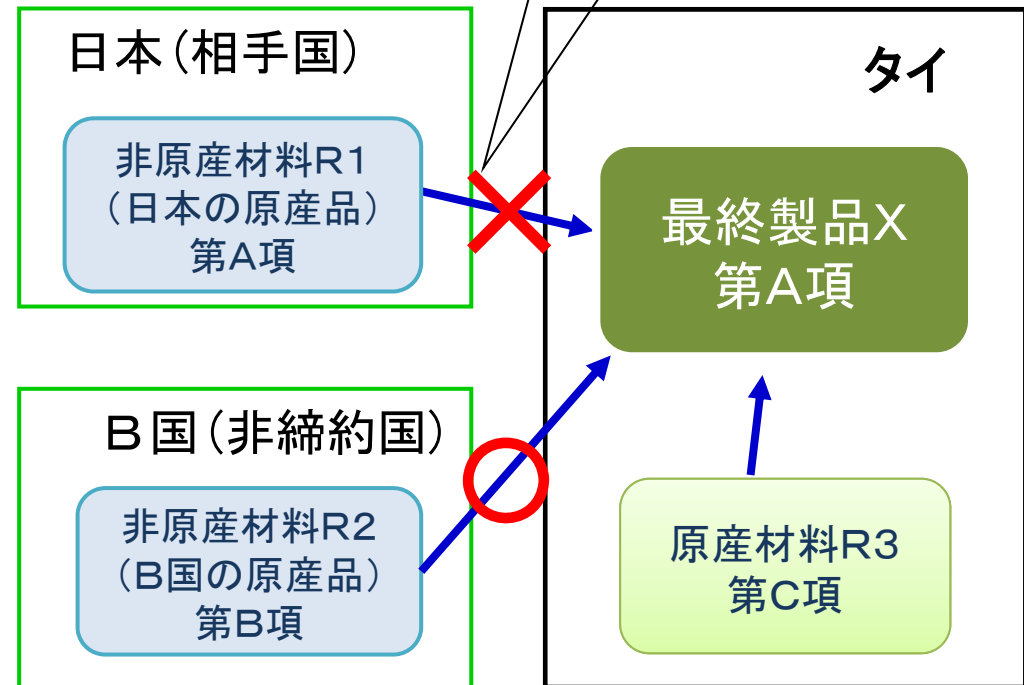
左記の品目別規則を
満たしていない

非原産材料のR1は品目別規則を
満たしていないことから、
最終製品Xはタイの原産品
とは認められない。

しかし

R1が日本の原産品ならば、
累積の考え方を適用して、
タイの原産材料とみなし、
最終製品Xはタイの原産品と
認めることが可能となる。

※原産地証明書に「ACU」の
記載が必要。



タイ原産品の資格を獲得し易いという大きなメリットがある。

僅少の非原産材料

◎関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

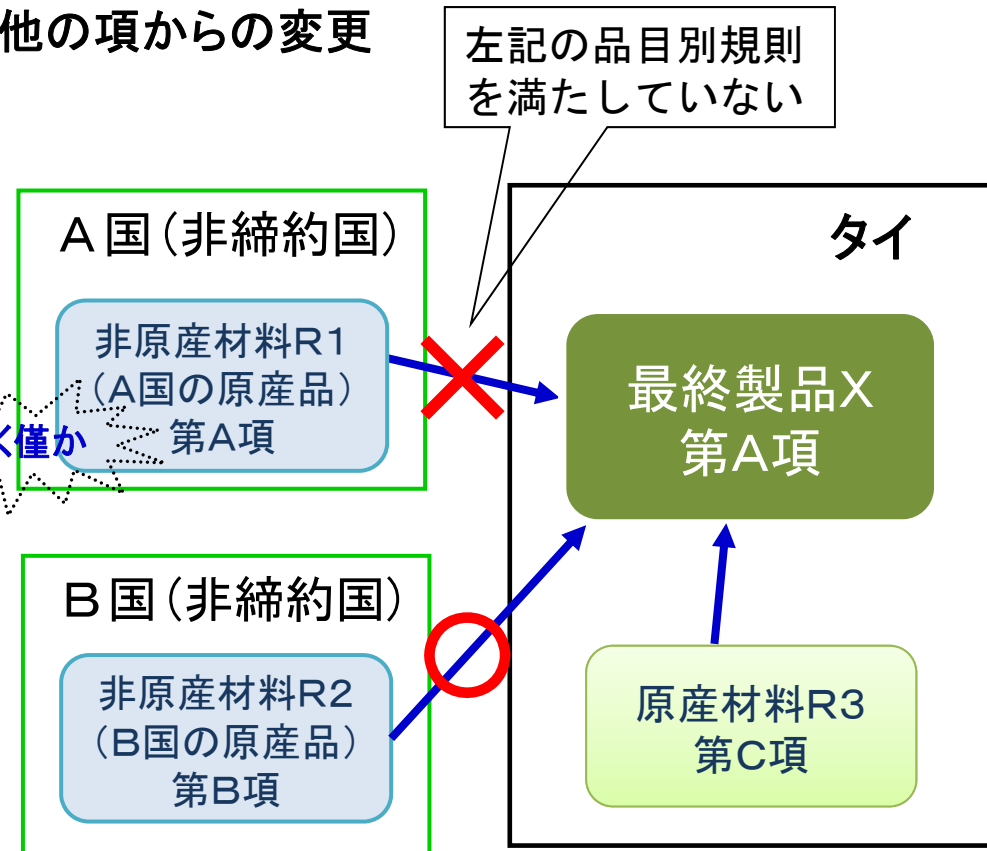
(仮定)最終製品Xに係る品目別規則:他の項からの変更

非原産材料のR1は品目別規則を満たしていないことから、最終製品Xはタイの原産品とは認められない。

しかし

R1が最終製品Xと比べてごく僅かな部分であった場合、当該ごく僅かな部分(=この場合はR1)は無視するというのが、「僅少の非原産材料」の概念。なお、適用できる品目、閾値はEPA毎に異なる。

R1を無視することとなれば、最終製品Xは、タイの原産品と認めることが可能となる。



※原産地証明書に「DMI」の記載が必要。

参考

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第1類	第2類 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	第25類	第26類～ 第27類	
日シンガ ポール EPA	×										製品のFOB価額の 7%以下		×					
日メキシコ EPA	製品の取 引価額の 10%以下 (※1)	×	製品の取引価額の10%以下(※1)				×	製品の取引価額の10%以下(※1)										
日 フィ リ ピ ン	日 フル ネ イ	日 イン ド ネ シ ア	日 マ レ シ ア	×														
日チリEPA	×								2008.92: 製品のFOB価 額の10%以下 製品のFOB価額の7%以下		×							
日タイEPA	×								製品のFOB価額の7%以下									×
日アセアン 包括的EPA	×					製品の FOB価額 の10%以 下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額 の10%以下 その他:×	製品のFOB価額の 10%以下	2103.90: 製品のFOB 価額の7% 以下 その他:×	製品のFOB価 額の10%以下	×						
日スイスEPA	製品の工場渡し価額の7%以下																製品の工場渡し価額 の10%以下(※3)	
日ベトナム EPA	×	0901.21, 0901.22: 製品のFOB 価額の10% 以下 その他:×		×	製品の FOB価額 の10%以 下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00:製品の FOB価額の 10%以下 その他:×	製品のFOB価額の 10%以下	2103.90: 製品の FOB価額 の7%以下 その他:×	製品のFOB価 額の10%以下	×							
日インド EPA	×					1604.20, 1605.20, 1605.90: ×	製品のFOB価額の7%以下		2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: ×	2207.10, 2207.20 :×	製品のFOB価額の7%以下		2501.00: 製品の FOB価額 の7%以 下	×				
日ペルー EPA	製品のFOB 価額の 10%以下 (※1)	×	製品のFOB価額の10%以下(※1)				×	製品のFOB価額の10%以下(※1)										製品のFOB価額 の10%以下
日オーストラ リアEPA	製品のFOB価額の10%以下(※1)																製品のFOB価額の 10%以下	

参考

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第28類	第29類	第30類～ 第34類	第35類	第36類～ 第37類	第38類	第39類～ 第45類	第46類	第47類～ 第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類～ 第63類	第64類～ 第97類
日シンガポールEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日メキシコEPA	製品の取引価額の10%以下									関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※2)				製品の取引価額の10%以下	
日インドネシア・マレーシア・ブルネイ・フィリピンEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日チリEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日タイEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日アセアン包括的EPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日スイスEPA	製品の工場渡し価額の10%以下(※3)									製品の重量の7%以下				製品の工場渡し価額の10%以下	
日ベトナムEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日インドEPA	製品のFOB価額の10%以下	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	3505.10, 3505.20: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	3809.10, 3824.60: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	4601.29, 4601.94, 4602.19: ×	製品のFOB価額の10%以下	5001.00, 5003.00: ×	51.02, 51.03: ×	52.01～52.03: ×	53.01, 53.02: ×	製品の重量の7%以下	製品のFOB価額の10%以下
2905.44: ×		3502.11, 3502.19: ×		その他: 製品のFOB価額の10%以下		その他: 製品のFOB価額の10%以下		その他: 製品の重量の7%以下							
その他: 製品のFOB価格の10%以下		その他: 製品のFOB価格の10%以下		その他: 製品のFOB価格の10%以下											
日ペルーEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日オーストラリアEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	

※1: 製品の生産に使用する非原産材料が、原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用される。

※2: 製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が、所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として、当該製品が原産品と認められない場合に限り適用される。

※3: 例外として、第32.04項及び第34.02項については、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

原産資格を与えることとならない作業

■ 特定の作業が行われることのみをもって品目別規則に定める関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすものとはしないという規定

➤ 日アセアン包括的経済連携協定第30条(抄)

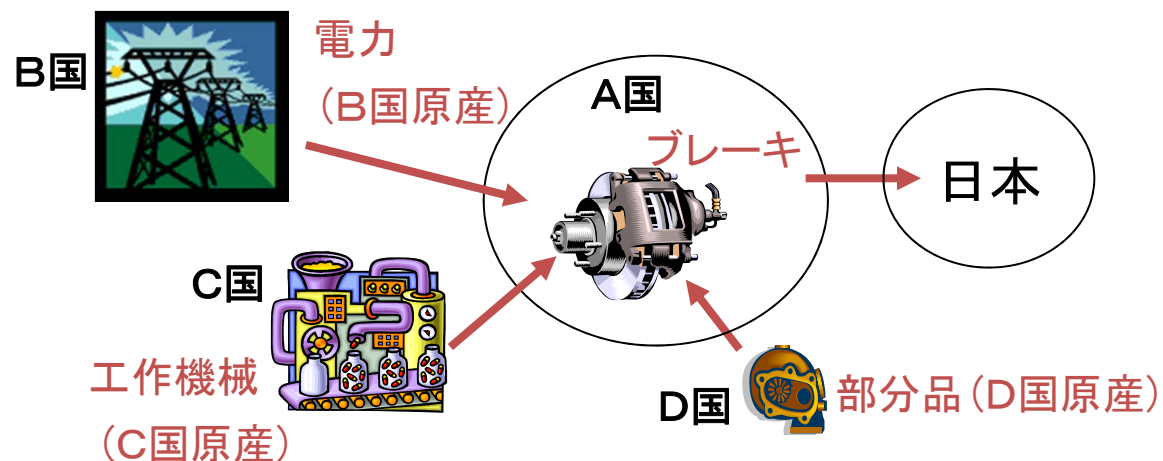
- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）等
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a) から (f) までの作業の組合せ



※作業の内容は協定毎に異なることに留意が必要。

間接材料

「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品をいう（例：日タイ協定第27条(i)）
 ことから、下図のブレーキの生産に使用された電力や工作機械も材料とみなされ得る。



電力等の間接材料については、生産される場所のいかんを問わず産品が生産される締約国の原産材料とみなすという規定が設けられている。(日タイ協定第35条、日アセアン包括協定第34条等々)

間接材料

「間接材料」とは、他の製品の生産、試験若しくは検査に使用される物(当該産品に物理的に組み込まれないものに限る)又は他の製品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物をいい、次のものを含む。(日タイ協定第27条(h)(抄))



- (i) 燃料、エネルギー
- (ii) 工具、ダイス、鋳型
- (iii) 設備、建物の維持のために使用される予備部品等
- (iv) 生産の過程や設備等の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材等
- (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備等
- (vi) 産品の試験、検査に使用されるもの
- (vii) 触媒及び溶剤
- (viii) その他の物で、その使用が他の製品の生産の一部であると合理的に示すことができるもの

原産地認定のケーススタディ

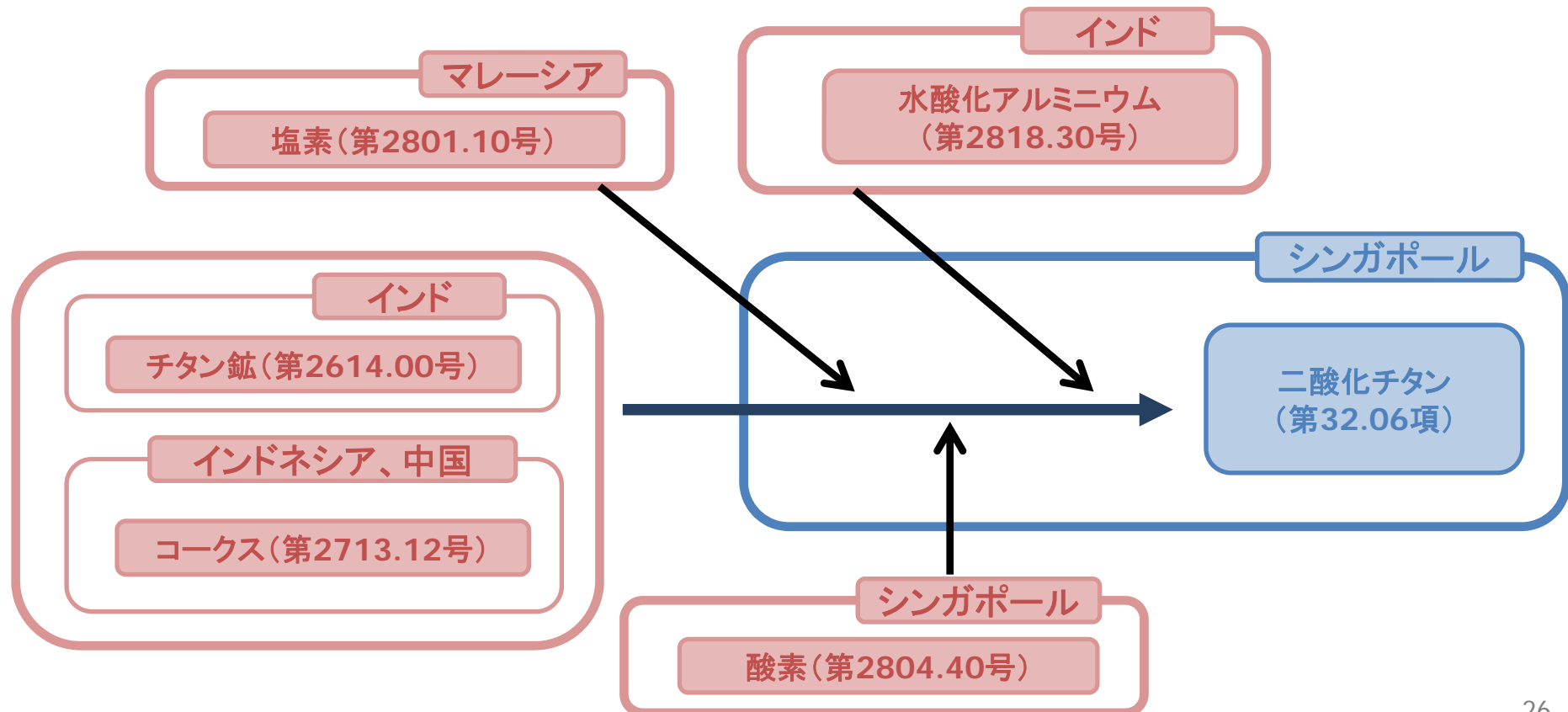
- ①輸入：二酸化チタン(第32.06項)
- ②輸出：タイヤ(第40.11項)
- ③輸入：種子処理剤農薬(第38.08項)

① 二酸化チタン(第32.06項)

➤ どれか1つを満たせばよい

日シンガポール協定 品目別規則 32.06

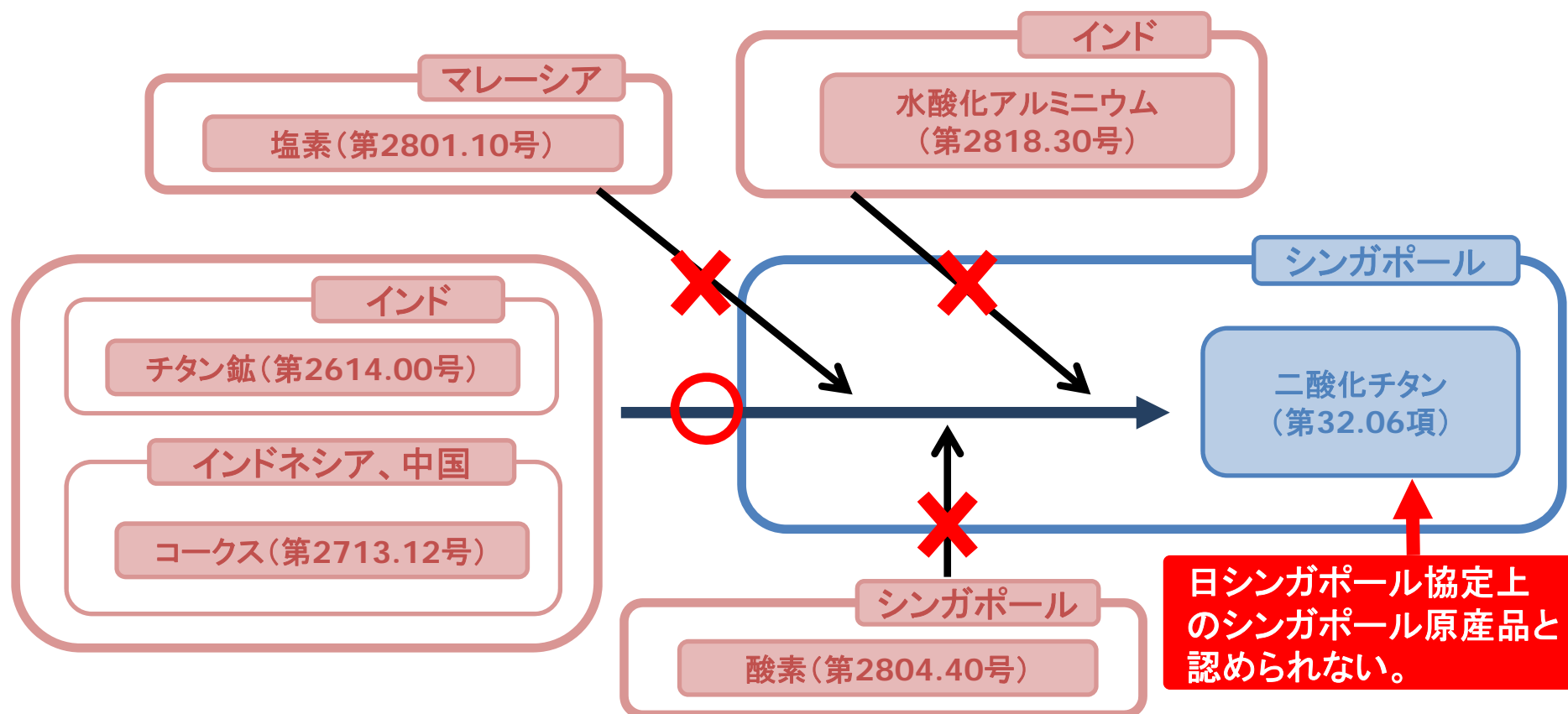
- ① 第32.06項の産品への他の項の材料からの変更（第28類の材料からの変更を除く。）、
- ② 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第32.06項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
- ③ 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第32.06項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



①二酸化チタン(第32.06項)

日シンガポール協定 品目別規則 32.06

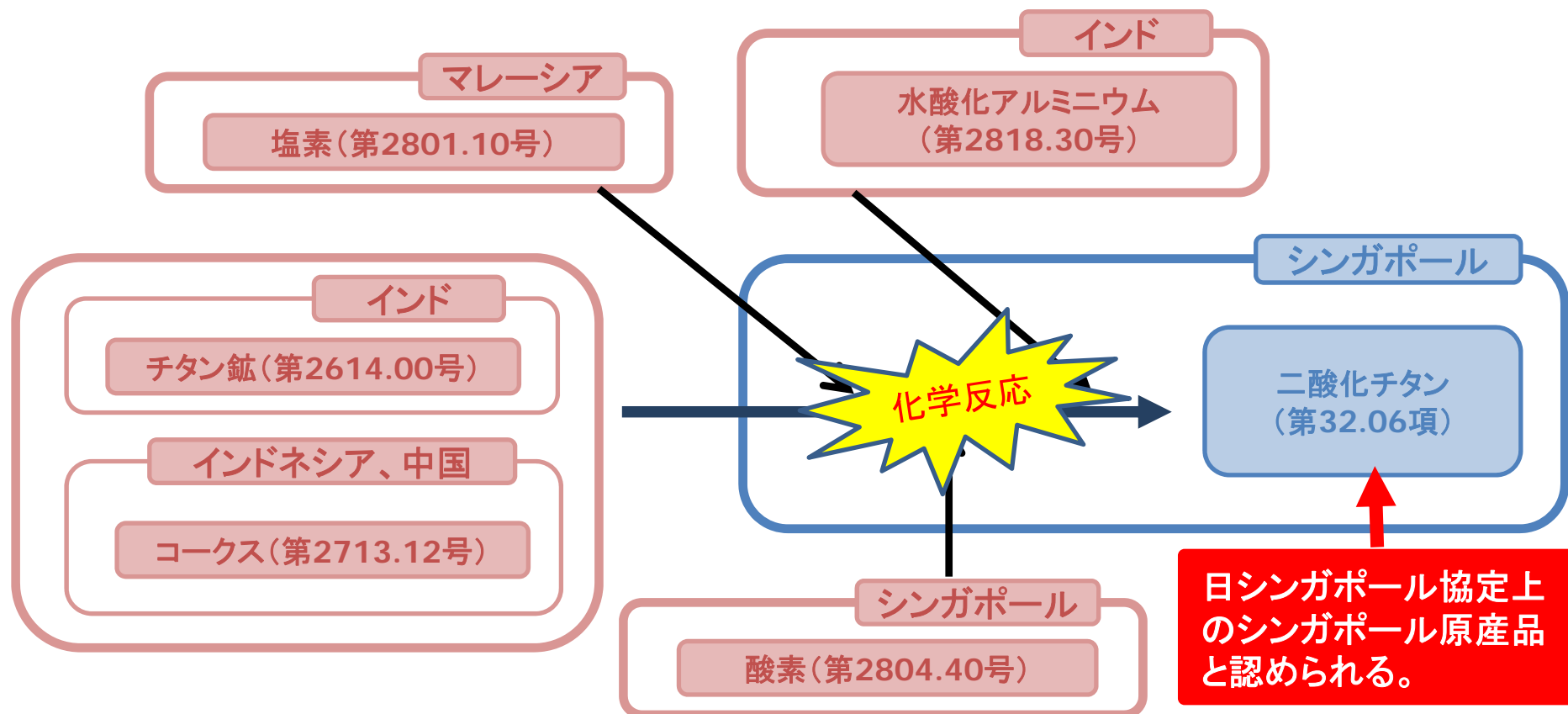
- ①第32.06項の産品への他の項の材料からの変更(第28類の材料からの変更を除く。)、
- ②原産資格割合が四十パーセント以上であること(第32.06項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、
- ③使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること(第32.06項の産品への関税分類の変更を必要としない。)



① 二酸化チタン (第32.06項)

日シンガポール協定 品目別規則 32.06

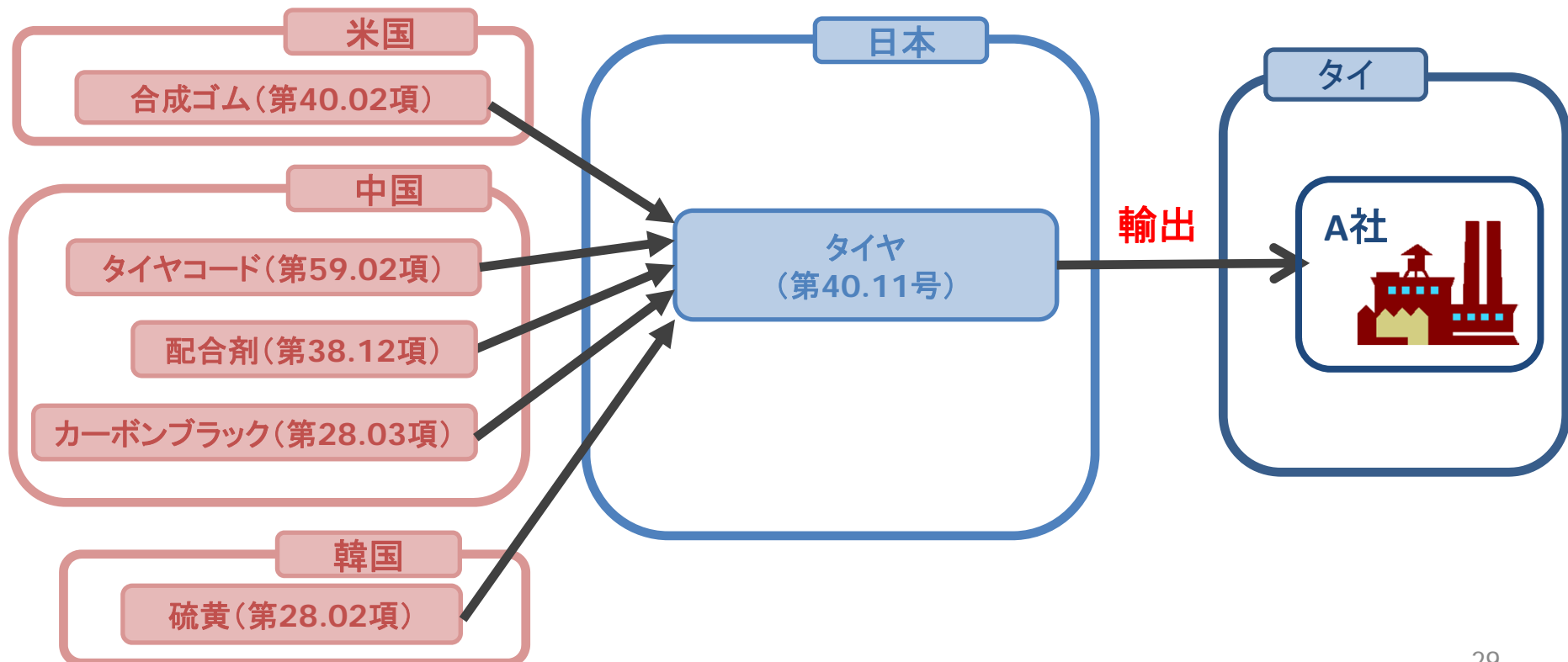
- ①第32.06項の産品への他の項の材料からの変更（第28類の材料からの変更を除く。）、
- ②原産資格割合が四十パーセント以上であること（第32.06項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
- ③使用される非原産材料について、締約国において**化学反応**、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第32.06項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



②タイヤ(第40.11項)

日タイ協定 品目別規則 40.05-40.11

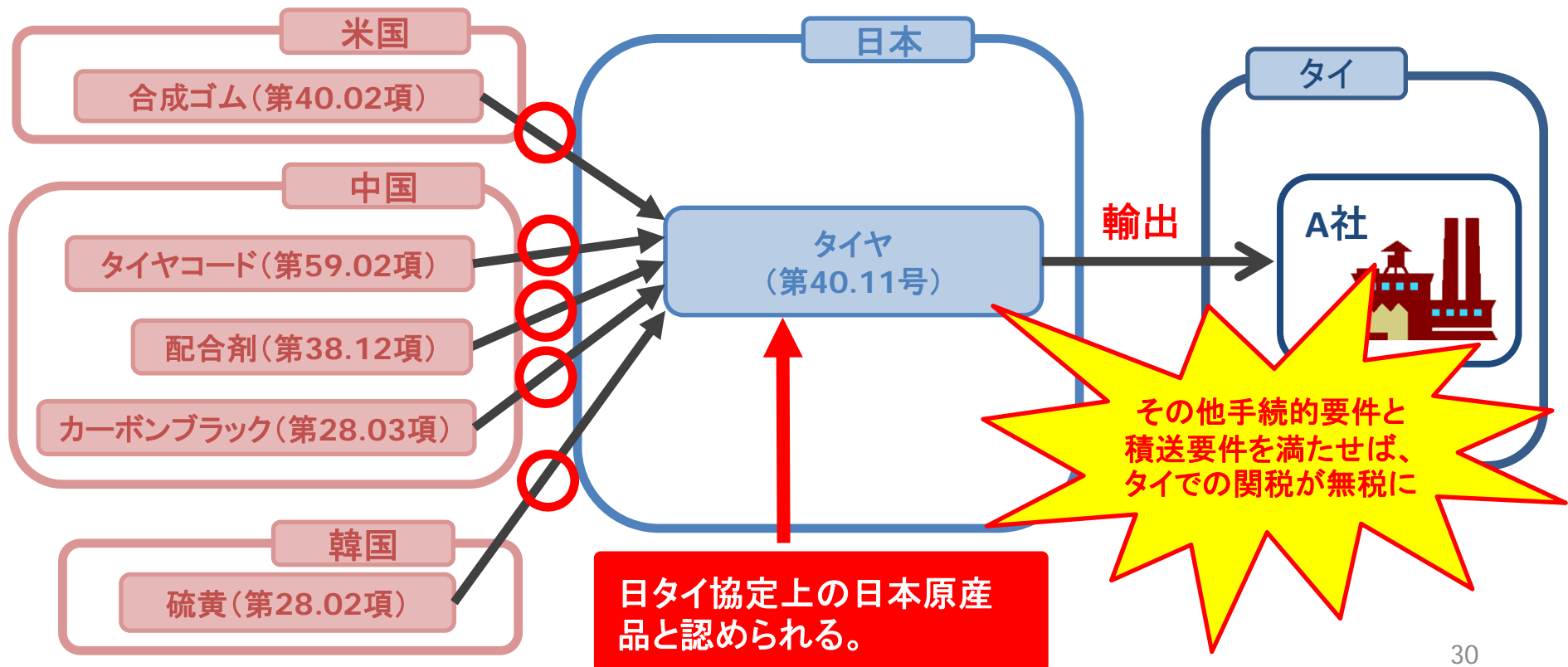
- ①第40.05項から第40.11項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
- ②原産材料資格割合が40%以上であること(第40.05項から第40.11項までの各項の産品への関税分類番号の変更を必要としない。)又は、
- ③使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第40.05項から第40.11項までの各項の産品への関税分類番号の変更を必要としない。)



②タイヤ(第40.11項)

日タイ協定 品目別規則 40.05-40.11

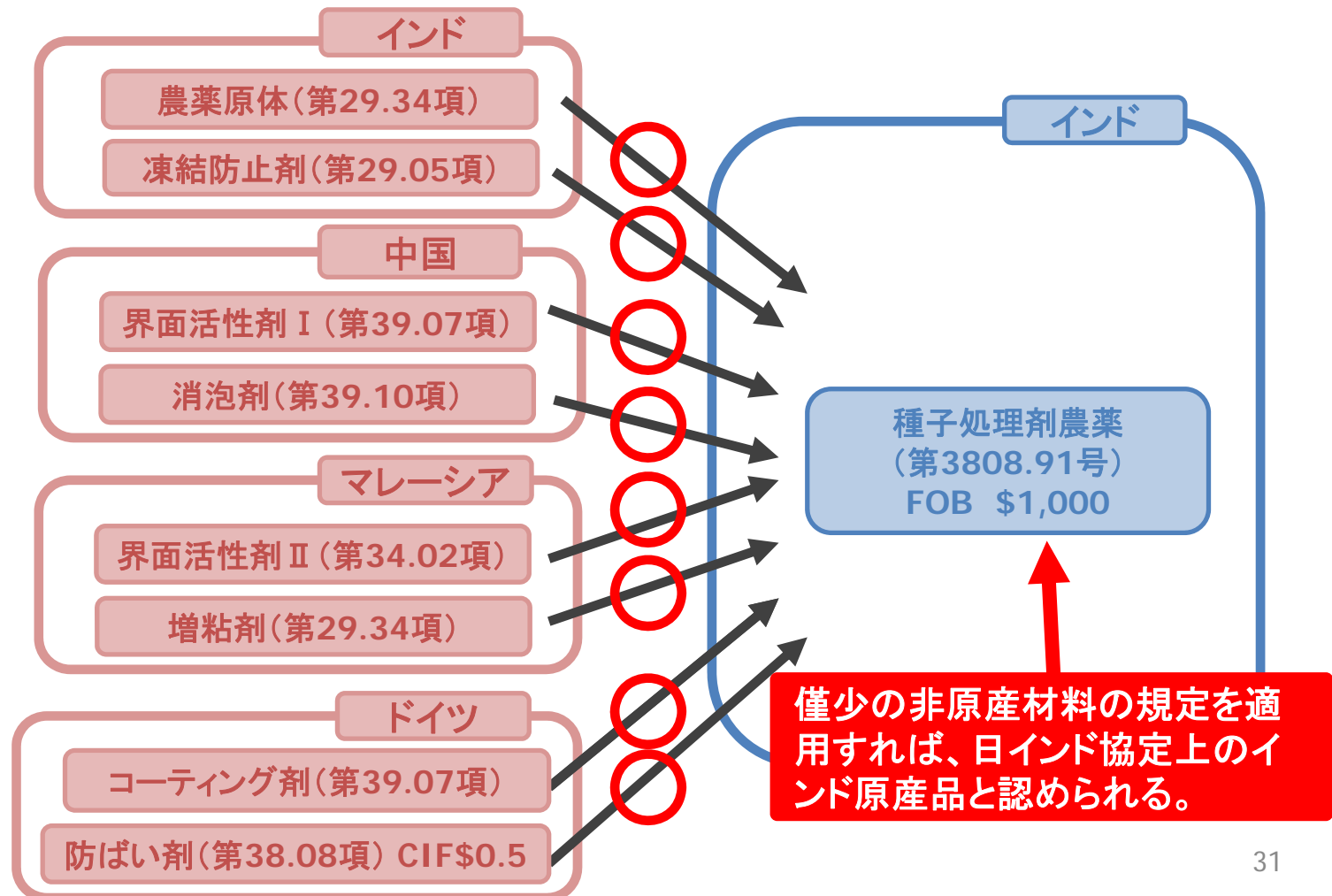
- ①第40.05項から第40.11項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
- ②原産材料資格割合が40%以上であること(第40.05項から第40.11項までの各項の産品への関税分類番号の変更を必要としない。)又は、
- ③使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第40.05項から第40.11項までの各項の産品への関税分類番号の変更を必要としない。)



③種子処理剤農薬(第38.08項)

日インド協定 品目別規則

3808.91-3808.99 第3808.91号から第3808.99号までの産品への他の項の材料からの変更



日インド協定第32条(僅少の非原産材料)の規定における閾値は、第3808.91号の産品については、**産品のFOB価額の10%以下**。

輸出者へのEPA利用支援に係る取組み

○相手国でEPA税率を適用するには、製品がEPA原産品であることを証明した又は申告する書類が必要

○EPAの原産品か否かの判断には、原産地規則や関税分類の理解が必要

各税関・財務局におけるEPA利用セミナーの開催

(各地の商工会議所や財務局と連携)

各税関における輸出の個別相談

(原産地規則、原材料の関税分類(HS番号))

原産地証明書の取得／原産品申告書等の作成

輸出

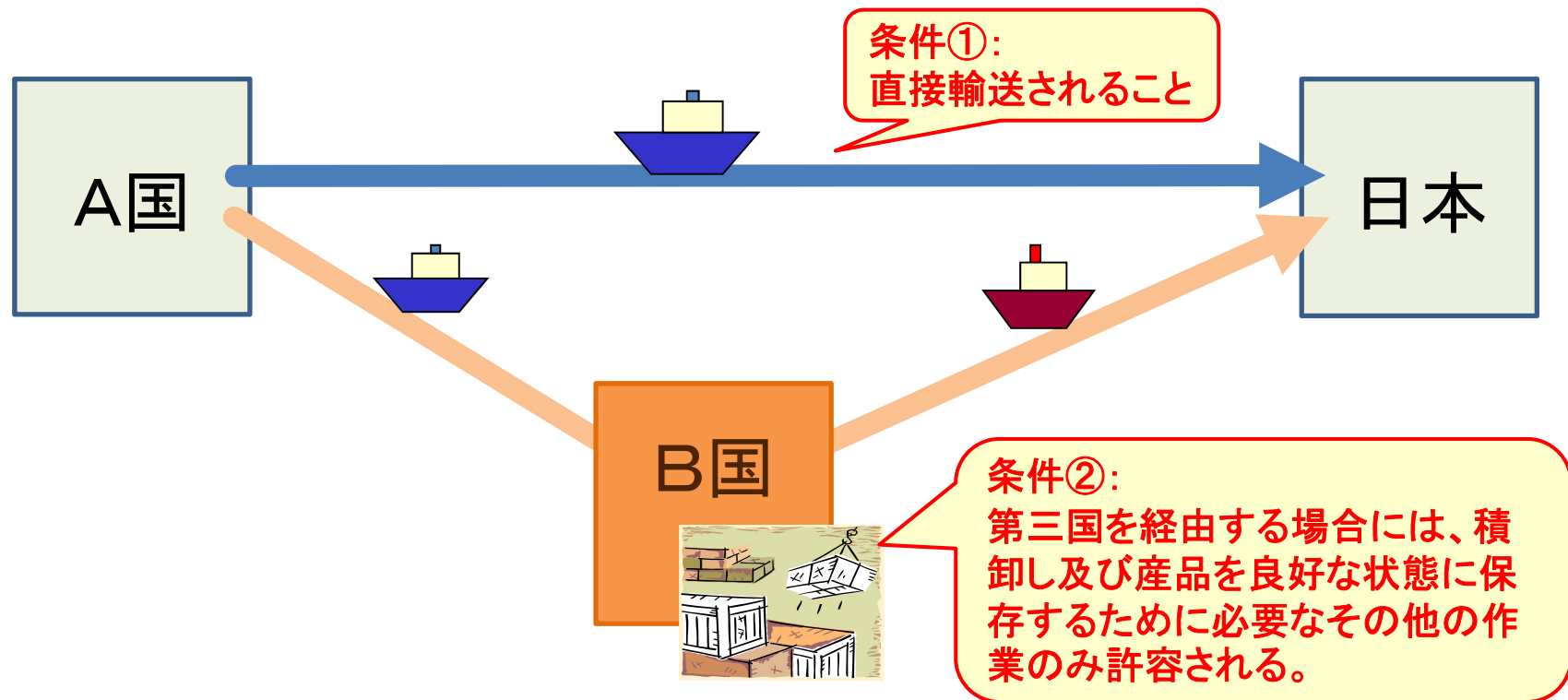
(相手国の輸入時に、原産地証明書等に基づきEPA税率を適用)

積送基準

積送基準

⇒貨物が日本に到着するまでに**原産品としての資格**を失っていないかどうかを判断する基準

以下のいずれかの条件を満たす場合、産品は原産品としての資格を保持する。



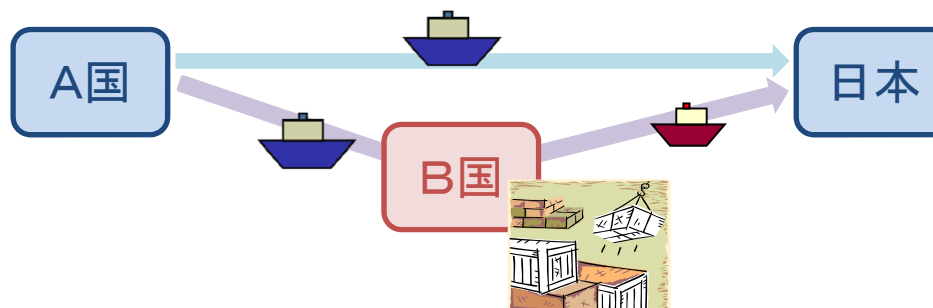
※条件②の場合は運送要件証明書の提出が必要

積送基準を満たしていることの証明

☆直接運送 ⇒ 運送要件証明書の提出は不要

☆第三国経由 ⇒ 運送要件証明書の提出が必要

貨物について、運送上の理由による積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品のための経由



☆運送要件証明書：

- ①通し船荷証券の写し
- ②積替国の税関、官公署が発給した証明書
- ③税関長が適当と認めるもの

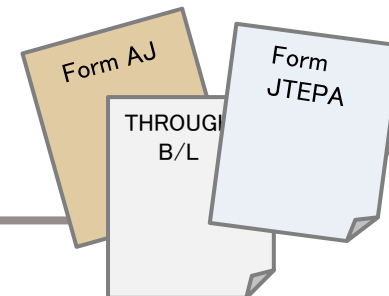
手續的規定

税関における手続き

特惠適用のための手続要件

- ✓ 原産地基準を満たした原産品であることを証明した又は申告する書類を提出すること
- ✓ 積送基準を満たしていることを証明した書類を提出すること

(第三国を經由して運送された場合)



◆ 証拠書類の提出時期

◇ 原産地証明書等(※) : 輸入申告時

(関税法第68条、関税法施行令第61条第4項)

・ただし、次の場合には原則として2か月以内の適当な期間、
原産地証明書等の提出猶予の取扱いが可能

- 災害その他やむを得ない理由がある場合

- 許可前引取(BP)を行なう場合 (関税法基本通達68-5-15, 16)

・特例申告に係る貨物は、原産地証明書等及び運送要件証明書
の提出の省略が可能

- 保存義務あり

- 取得期限は特例申告時まで

(提出免除: 関税法基本通達67-3-4, 68-5-1、保存義務: 関税法施行令第4条の12)

◇ 運送要件証明書 : 輸入申告時

(関税法第68条、関税法施行令第61条第8項)

◆ 証拠書類の提出免除

◇ 原産地証明書等

- ・課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号イ)

- ・輸入国が提出を免除する貨物

* 一般特惠における「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品」(明らか物品)に該当する物品。EPA特惠に関しては具体的な製品の指定はない。なお、「明らか物品」に該当する物品であっても、経済連携協定税率を適用する場合は原産地証明書を提出する必要がある。

◇ 運送要件証明書

- ・課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号ロ)

◆ 原産地証明書等の有効期限: 発給から1年間

(関税法施行令第61条第3項)

◆ 対象となる輸入: 1回限り

(関税法基本通達68-5-11(2)二)

それぞれのEPA原産地証明書における必要的記載事項

<p>1. Exporter's Name, Address and Country:</p> <p>輸出者の名称、住所、国名</p>	<p>Certification No.</p>	<p>Number of page /</p>	
<p>2. Importer's Name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country:</p> <p>輸入者の名称、住所、国名</p> <p>「選及発給」の場合、第3欄に船積日を記入。</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN Form VJ Issued in Vietnam</p>		
<p>3. Transport details (means and route) if known:</p> <p>輸送の手段及び経路 (分かる範囲で)</p>	<p>積出港、積積港、荷卸港、船名又はフライト番号を分かる範囲で記入。</p>		
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s):</p> <p>HS2007 版、6桁</p> <p>それぞれの産品ごとの品番 (必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS番号、品名</p> <p>品目別規則に特定の品名が記載されているものについては、当該特定の品名を記入。 (例えば、第0910.99号のうちカレー、第1515.90号のうち桐油及びその分別物など)</p> <p>HS第50類から第63類までの各産品については、以下の事項を記入。 ・ 地方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料 ・ 当該地方の締約国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業 ・ 当該地方の締約国又は当該第三国の産名 (当該材料が産品の生産に使用された場合に限り。)</p> <p>「再発給」された原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。</p>	<p>5. Preference criteria</p> <p>特惠基準</p> <p>下記①～③のカテゴリのいずれか1つを必ず記入。 ① "WO" ② "CTH", "LVC", "CTC", "SP" のうち適切なものを ③ "PE"</p> <p>必要に応じて、DMI (第28条: 僅少の非原産材料)、ACU (第29条: 累積)、IIM (第35条: 同一の又は交換可能な材料) を追加。</p>	<p>6. Weight or other quantity</p> <p>重量又はその他の数量</p> <p>記入は必須。重量は、グロス/ネットのいずれでも可。</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s)</p> <p>インボイスの番号及び日付</p> <p>原則として日本への輸入に用いられるインボイスの番号・日付。 ○ 原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合: 第8欄に「産品は第三国でインボイスが発行される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入。 ○ 原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合: 第7欄に輸出者のインボイスの番号及び日付、第8欄に「第三国で発行される別のインボイスが使用される」旨並びに当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入し、輸入者は初めに取引関係が判明するような資料を提出。</p>
<p>8. Remarks: 原産地証明書が選及発給される場合には、発給当局により、「ISSUED RETROACTIVELY」と記入される。 紛失等の理由により原産地証明書が「再発給」される場合には、以下のとおり。(①又は②のいずれでも可) ① 新規の番号を付した新規の原産地証明書を発給: 第8欄に当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。当初の原産地証明書は無効となる。 ② 当初の原産地証明書の「真正な写し」を発給: 第8欄に「CERTIFIED TRUE COPY」を記入。当初の原産地証明書の発給日の記載も必要。</p>			
<p>9. Declaration by the exporter:</p> <p>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> the above details and statement are true and accurate. the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; the country of origin of the good(s) described above is _____ <p>Place and Date: _____ 原産国の国名を記入。</p> <p>Signature: _____ 輸出者 (又は代理人) による記入。 ・ 証明書申請の日付 ・ 署名 (自署又は署名の形状の印字)</p> <p>Name (printed): _____ ゴム印は不可</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____ 輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。</p> <p>Stamp: _____ 日付 (原則として船積日を含めその日から3日以内 ⇒ それより後の発給を選及発給として扱う。) ・ 押印 (手押し又は印影の形状の印字) ・ 署名 (自署又は署名の形状の印字)</p> <p>Place and Date: _____</p> <p>Name (printed): _____ ゴム印は不可</p> <p>Signature: _____</p>		

- 現在、我が国が締結しているEPA(14本)上の原産地証明書における必要的記載事項
- 記載に不備の無い原産地証明書を用意することが大原則
- 税関ウェブサイトに掲載

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>

原産地証明書の記載事項と留意点

原産地証明書の記載事項は、主に以下の(1)から(3)の項目・内容から構成されている。

(1) 真正性に係る項目

- ✓ 様式
- ✓ 印影・署名
- ✓ 有効期間・遡及発給の記載
- ✓ 修正・再発給の記載 等

(2) 貨物の同一性に係る項目

- ✓ 品名、数量等
- ✓ インボイス番号、輸出入者名
- ✓ 特別な品名・説明の記載 等

(3) 原産性に係る項目

- ✓ HS番号
- ✓ 特惠基準 等

不備のある経済連携協定 (EPA) 原産地証明書等の取扱い

○不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書を取得されるよう輸出者に連絡してください。
 ○原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特恵税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもEPA特恵税率の適用が認められません。

【EPA原産地証明書】 平成25年10月1日現在

分野	記載項目	不備の内容	留意点	
全項目共通		明らかな印字の誤り	有効	
		英語以外による記述	原則無効 固有名称、日付等明らかな場合は有効。 (メキシコは和訳があれば有効。)	
原産地証明書の真正性	様式	協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一般特恵 (GSP) 原産地証明書を入手した場合)	無効	2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。
		記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書き換えられた原産地証明書		
		原本でない原産地証明書の提出		
		有効期間が経過した原産地証明書		
	発給機関の証明	印刷の脱落	無効	災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。
		印刷が不鮮明		
	輸出者の申請	発給年月日、発給番号の脱落	無効	必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		輸出者署名の脱落		
		申請日の脱落		
	その他	原産国の脱落	有効	輸出者が申請していることが明らかな場合は有効。
表題部における発給国の脱落				
遺及発給の文言の脱落				
申告貨物との同一性	運送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の相違	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前表示を取得している場合を含む。)に限る。 併し、複数の箇所の不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。
	輸出者・輸入者の名称・住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落		
		輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しかない		
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落(メーカーズインボイス番号の記載を含む)		
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落 第三国インボイスに関する記載及び第三国インボイス発行者名・住所の相違又は脱落		
	数量又は総重量	数量の脱落、又は貨物数量との相違		
	包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落		
品名	インボイスとの相違又は脱落(※)			
貨物の原産性	HS番号 (スイスは記載不要)	輸入申告における適用税率との相違	原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前表示を取得している場合を含む。)は有効。	忘記ただし書きに該当しなくても、HS2007又はHS2012に基づく記載の場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		脱落		
		協定の非課税税率による記載		
	特恵基準 (シンガポール及びスイスは記載なし)	特恵基準等 (AGU、DW) 及び材料に関する記載を含む)の脱落 特恵符号等の相違	有効	製品目録1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。 忘記ただし書きに該当しなくても、記載品名との整合性を勘案し、品名から課税目であることが明らかな場合は有効。

【原産地申告 (スイス、ペルー及びメキシコ)】

真正性	認定輸出者にかかる申告文	認定番号又は原産地の相違・脱落	無効	輸入申告時のインボイス(コピー)上に原産地申告文が記載され、原本と内容に相違がない場合に限る。(原本の提出を求められる場合があります。)
		認定輸出者以外の者により作成された申告文		
		原産地申告のコピーでの提出		
		認定申告文との詳細な相違	有効	原産地申告であることが明らかな場合に限る。

タイ発給の日タイ経済連携協定原産地証明書

日タイ協定の場合

ORIGINAL

<p>1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)</p> <p>ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND</p> <p style="text-align: right;">2</p>		<p>Reference No.</p> <p>0000-00</p> <p>AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate)</p> <p style="text-align: center;">FORM JTEPA</p> <p>issued in..... THAILAND (country)</p> <p style="text-align: right;">1</p>			
<p>2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)</p> <p>ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN</p>		<p>4. For official use</p> <p>"ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"</p> <p style="text-align: right;">1</p>			
<p>3. Means of transport and route (as far as known)</p> <p>FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU</p>					
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
1.	NO MARK	1,000CTNS TOMATO KETCHUP	"PS"	20,000 kg	2P001 January 19,2011
		HS CODE:2103.20 "DMI"			
<p>11. Declaration by the exporter</p> <p>The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND</p> <p>and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported JAPAN</p> <p>CHIANGMAI January 19, 2011</p> <p>輸出者署名</p>		<p>12. Certification</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>登録印影</p> <p>CHIANGMAI 登録署名 January 19, 2011</p> <p>1</p>			

No. 000000

- 1 真正性に係る項目
- 2 同一性に係る項目
- 3 原産性に係る項目

不備のあるオーストラリア協定原産品申告書の取扱い

○不備のある原産品申告書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱着等の不備のない原産品申告書を提出するようにしてください。

○原産品申告書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特恵税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、追関後であってもEPA特恵税率の適用が認められません。

【オーストラリア協定原産品申告書】

平成27年1月15日現在

分野	記載項目	不備の内容	留意点	
	全項目共通	明らかな印字の誤り	有効	
		英語又は日本語以外による記述	原則無効	固有名称、日付等明らかな場合は有効。
原産品申告書の真正性	作成年月日	有効期間が経過した原産品申告書	無効	災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効
	作成者又は代理人の氏名又は名称	輸入者・輸出者・生産者・それらの代理人以外の者の作成 押印又は署名の脱落		記載されている者が作成していることが明らかな場合は有効
申告貨物との同一性	輸出者等の氏名又は名称及び住所	輸出者の氏名・住所のインボイスとの相違又は脱落	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）に限る。ただし、複数の箇所に不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。
		生産者の氏名・住所のメーカーズ・インボイスとの相違又は脱落		
	品名	インボイスとの相違又は脱落		
	包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量	数量の脱落、又は貨物数量との相違		
		インボイス等との相違又は脱落		
	インボイス番号及び日付	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落（メーカーズインボイス番号の記載を含む）		
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落		
積送される貨物を確認するための情報	仕出港、輸送手段、船名等の相違			
その他の特記事項	第三国インボイスに関する記載及び第三国インボイス発行者名・住所の相違又は脱落			
貨物の原産性	関税分類番号	輸入申告における適用税率との相違	原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効	左記ただし書きに該当しなくても、HS2012以外（HS2002又はHS2007）に基づく記載の場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じ原産地調査官等に相談してください。
		脱落		数品目中1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		協定の非譲許税率による記載		左記ただし書きに該当しなくても、記載品名との整合性を勘案し、品名から譲許品目であることが明らかな場合は有効。
	適用する原産性の基準	特惠基準等（累積、僅少の非原産材料を含む）の脱落、相違		

（注）自己申告制度を利用する場合は、原産品申告書に加えて原産品であることを明らかにする書類を提出する必要があることに留意する。また、原産品であることを明らかにする書類に不備がある場合には、輸入貨物について原産品であることを明らかにする他の資料の提出を求める場合がある。

参考

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名			マレーシア インドネシア ブルネイ フィリピン	メキシコ	チリ	タイ	アセアン 包括	ベトナム	インド	ペルー	オーストラ リア	(参考) 一般特 恵 (GSP)
完全生産品			A			WO			A	(a)	WO	P
原産材料のみから生産される産品			B			PE			B	(b)	PE	W+ HS4桁
実質的 変更基 準を満 たす産 品	一般 ルール を満 たす産 品	HSコード4 桁変更	-				CTH		B	-	-	W+ HS4桁
		付加価値基 準					RVC	LVC				-
	品目別 規則を 満たす 産品	関税分類変 更基準	C	PS	CTC		(c)	PSR		W+ HS4桁		
付加価値基 準		RVC			LVC							
加工工程基 準		SP										
その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維 製品にかかる「適性証明書」が必要)			-	D TPL	D	-						
適用す る場合 記載	累積		ACU						-	-	-	
	僅少の非原産材料		DMI						-	-		
	代替性のある産品及 び材料		FGM			-	IIM	FGM	-			

(注) 日シンガポール協定、日スイス協定の各原産地証明書には記載されない。 45

日豪EPA自己申告制度の概要

「自己申告制度」導入に伴う原産性確認手続等

原産地手続とは

経済連携協定締約国からの貨物の輸入に対し当該協定で定められた特惠税率を適用するために必要な、当該輸入貨物が締約国の原産品であることを確認する手続。

新制度

日豪EPA（原産地規則章）において、新たに以下の制度を導入。

(1) EPA税率の適用を受けるための原産性確認方法として、

- ・ 輸出国発給機関が発給する原産地証明書による証明方法（従来の方法）

に加え、

- ・ 輸入者等が自ら作成した、輸入貨物が原産品である旨の申告書を提出する方法（自己申告制度）

を導入

(2) 上記を踏まえ、

- ① 輸入国税関として、輸入貨物の原産性を確認するための手続を整備
- ② 輸出国税関として、相手国税関の情報提供要請に応える手続を導入

メリット

自己申告制度の下では、原産地証明書の取得が不要であり、輸出入関係者の手続が簡素となり、貿易円滑化に資する。

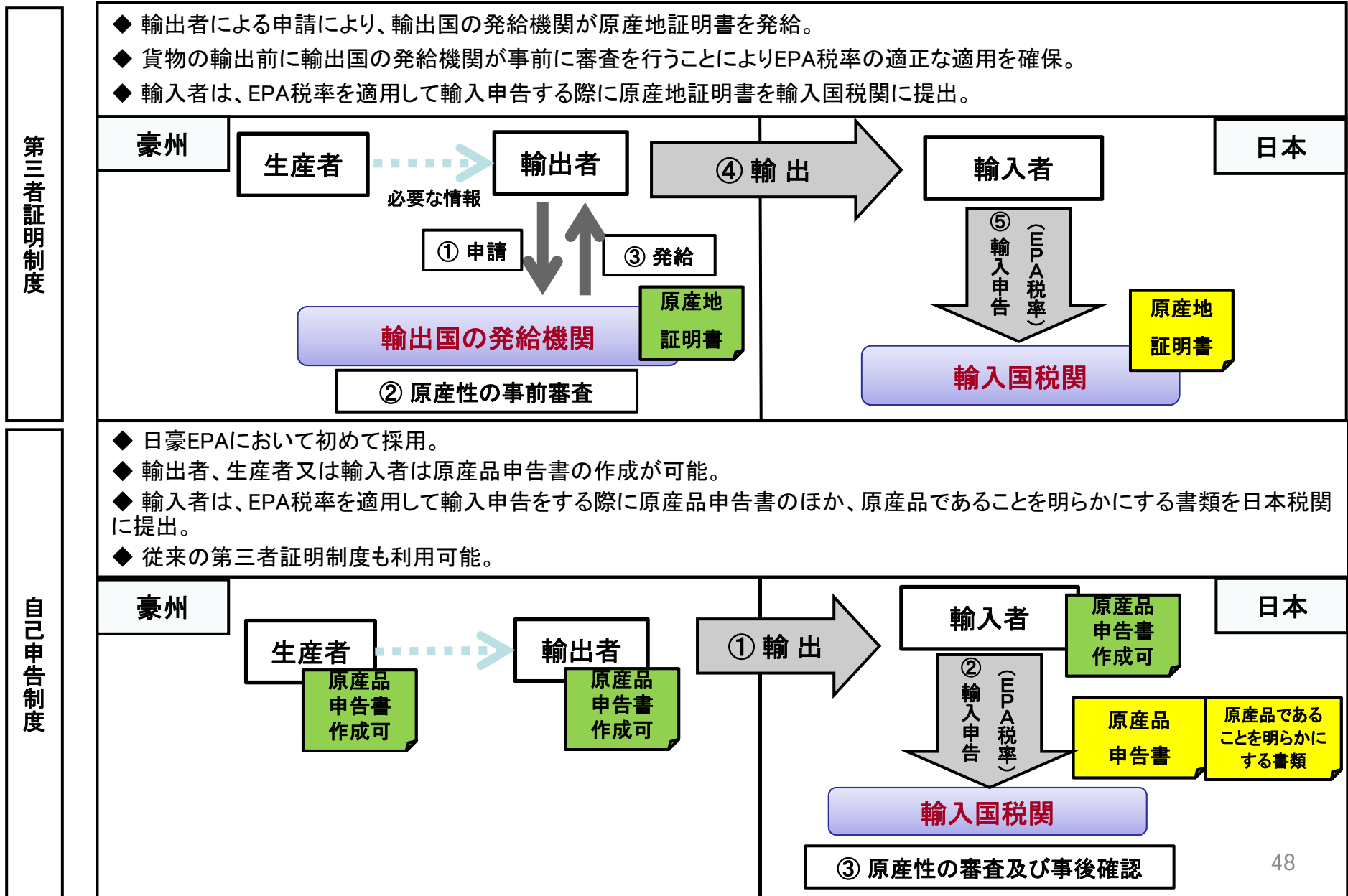
(※ 自己申告制度は、米・カナダ等先進国のEPAで広く導入されている)

原産品であることの確認は、

- ・ 輸入通関時の一定の資料の提出
- ・ 事後的な確認手続

により可能

第三者証明制度と自己申告制度



協定上の原産地に関する証拠書類の種類

協定第3.17条の規定により、

The image shows the 'ORIGINAL' Certificate of Origin form (Form JA-EPA) for the Japan-Australia Economic Partnership Agreement. It is a structured document with multiple sections for providing details about the goods, the exporter/importer, and the origin. Key sections include: 1. Goods Consigned from (Exporter or Producer's name, address and country); 2. Goods Consigned to (Importer's/Consignee's name, address, country); 3. Means of transport and route (if known); 4. For Official Use; 5. Item number; 6. Marks and numbers on packages; 7. Description of goods and HS tariff classification number; 8. Preference Criteria; 9. Weight, gross or net, quantity, etc.; 10. Invoice number(s) and date(s); 11. Declaration by the Exporter; 12. Declaration by the Issuing Authority; 13. Other Specifications.

原産地証明書

第三者証明制度によるもの
(※様式はACCI発給のものとはAIG
発給のものの2種類あります)

または

The image shows the '原産品申告書' (Original Product Declaration) form (Form 6202). It is a form used for self-declaration of origin. It includes sections for: 1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所; 2. 商品の概要 (品名, 包装の個数及び種別, 包装の記号及び番号, 重量及び数量, 仕入番の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報); 3. 関税分類番号; 4. 適用する原産性の基準; 5. その他の特記事項; 6. 以上のとおり、2.に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。 It also has fields for the declarant's name, address, and signature.

原産品申告書

自己申告制度によるもの

原産地証明書

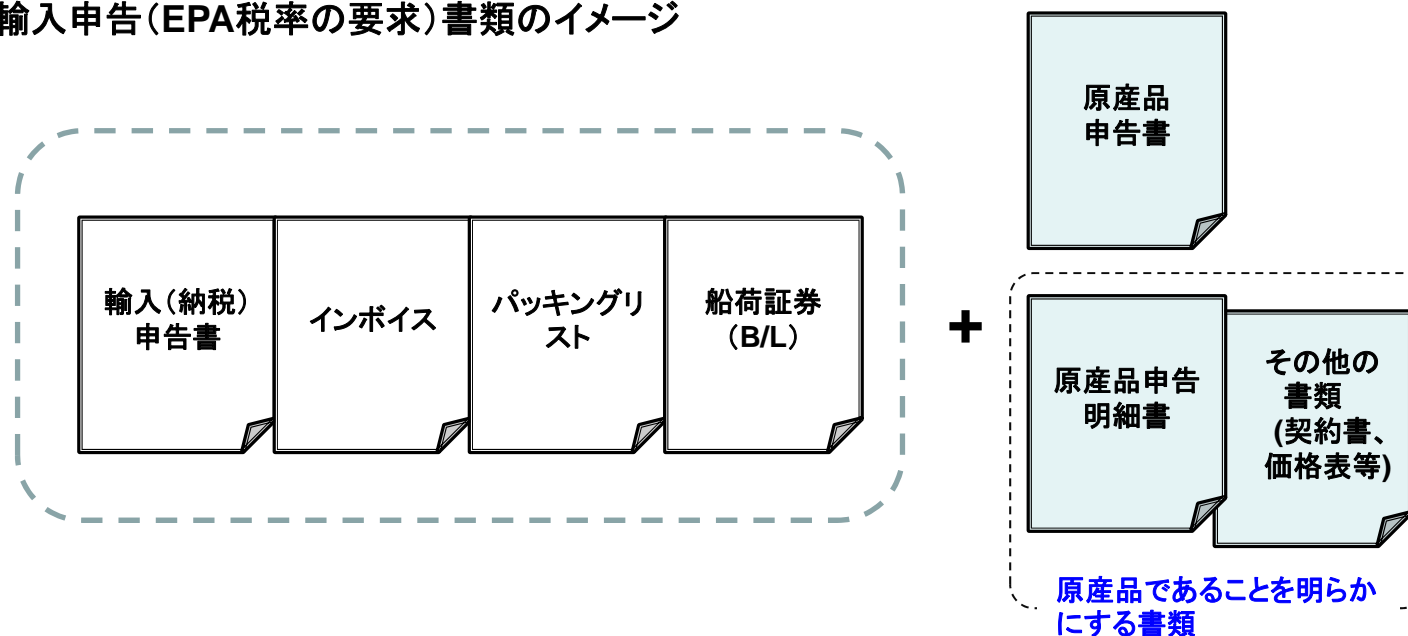
原産品申告書

のいずれかの文書が特恵待遇要求(=日豪EPA税率での申告)の際に提出する証拠書類。

具体的な輸入申告方法（自己申告制度）

- ◆ 通常の輸入申告書類に加え、原則として、原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。
- ◆ NACCSを利用して電子的に提出が可能（原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類の原本の提出は不要）。
- ◆ 原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類を提出する際に使用する書面については、税関様式として定める。

※輸入申告(EPA税率の要求)書類のイメージ



(注) 原産品であることを明らかにする書類は、次の①から③のいずれかに該当する場合、その提出を省略可能

- ① 文書による事前教示を取得している場合
- ② 一次産品(鉱物等)であって、仕入書等の通関関係書類により、豪州の完全生産品であることが確認ができる場合
- ③ 課税価格の総額が20万円以下の場合

原産品申告書

- ◆ 輸入者が作成する場合には日本語での作成が可能。
- ◆ 通関業者が代理で作成することも可能。
- ◆ 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略可能。

税関様式C第5292号

原産品申告書
(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

<原産品申告書の記載例>

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
オーストラリアワイン㈱ ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000

No.	2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号(6桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準(WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU)
1	ワイン(750ml) 1,000カートン、4,500L、AB No. 1-1000 仕入書番号・日付: No. AB00001、2015.12.1 B/L(船荷証券): No. AB00001	第2204.21号	PSR

5. その他の特記事項
 第三国インボイス

6. 以上のとおり、2.に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015.12.5
 作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名
 作成者の住所又は居所 東京都江東区青海2-7-11
 代理人の氏名又は名称 財務ロジステイクス(株) 印又は署名
 代理人の住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1

財務ロジ
ステイクス

本原産品申告書の作成者 (輸入者、輸出者、生産者)

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

(1) 必要的記載事項

- ・輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
- ・産品の概要(品名及び関税分類番号(HS2012年版)、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準)
- ・仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)
- ・本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名(電子的な署名も可)

(2) 様式、使用言語等

- ・税関様式C-5292を使用。(任意の様式の使用も可)
- ・日本語又は英語により作成。
- ・作成の日から1年間有効
- ・1回の輸入に適用。

(参照規定) 協定第3・16条、実施取極第2・3条
関税法基本通達68-5-11の3

原産品であることを明らかにする書類


- ◆ 明細書は輸入者が作成(通関業者が代理で作成することも可能)。
- ◆ 明細書に必要事項を記載し、これに明細書に記載された説明内容を確認できる書類を添付し提出

<原産品申告明細書の記載例>

税関様式 C 第 5293 号

原産品申告明細書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001 2015. 12. 1	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 2204. 21 号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR (<input checked="" type="checkbox"/> CTC · <input type="checkbox"/> VA · <input type="checkbox"/> SP · <input type="checkbox"/> DMI · <input type="checkbox"/> ACU)	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①ぶどう (カベルネソービニオン) (第 08.06 項) : 豪州ビクトリア州○○農場で収穫したもの (原産材料) ②ぶどう (メルロー) (第 08.06 項) : 豪州ビクトリア州○○農場で収穫したもの (原産材料) ③ぶどう (シラー) (第 08.06 項) : 豪州クイーンズランド州○○農場で収穫したもの (原産材料) ④酸化防止剤 (第 28.32 項) : 米国より輸入したもの (非原産材料) <製造工程> 豪州△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経て、本品を製造する。 非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則 (第 2204.21 号) は、「類変更 (第 8 類及び第 20 類の材料からの変更を除く。)」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則を満たすことから豪州の原産品である。 上記事実は別添の総部品表 (材料一覧表) によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事 (株) 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所) 財務ロジスティクス (株) 東京都千代田区霞が関 3-1-1 作成 2015 年 12 月 5 日	印又は署名 印又は署名 

(規格 A 4)

(1) 記載事項

- ・仕入書の番号及び日付
- ・原産品申告書における製品の番号
- ・製品の関税分類番号 (HS2012 年版)
- ・適用する原産性の基準
- ・適用した原産性の基準を満たすことの説明

→次頁参照

- ・当該説明に係る証拠書類の保有者等
- ・明細書の作成者の情報と共に、当該者の印又は署名 (電子的な署名も可)

(2) 様式及び使用言語

- ・税関様式 C-5293 を使用。
- ・日本語により作成。

(参照規定) 協定第 3・17 条 2(c)
関税法基本通達 68-5-11 の 4

原産品であることを明らかにする書類

- ◆ 明細書中の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」は、輸入される貨物や使用される原産地基準によって異なるが、以下のような資料に基づいて原産性を満たしている事実を記載し、関係書類を添付する。

【完全生産品の場合】

産品が豪州において完全に得られた産品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

【原産材料のみから生産された産品の場合】

すべての一次材料(※)が豪州の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

(※)一次材料：産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

【実質的変更基準を満たす産品の場合】

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産（一次）材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

明細書に添付する書類(例)

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

総部品表（材料一覧表）

品名：ワイン（750ml）

品番：〇〇〇

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	ぶどう (カベルネソービニオン)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
2	ぶどう (メルロー)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
3	ぶどう (シラー)	豪州 (クイーンズランド州)	08.06		
4	酸化防止剤	米国	28.32		
	合 計				

(参照規定) 関税法基本通達68-5-11の4(2)ロ

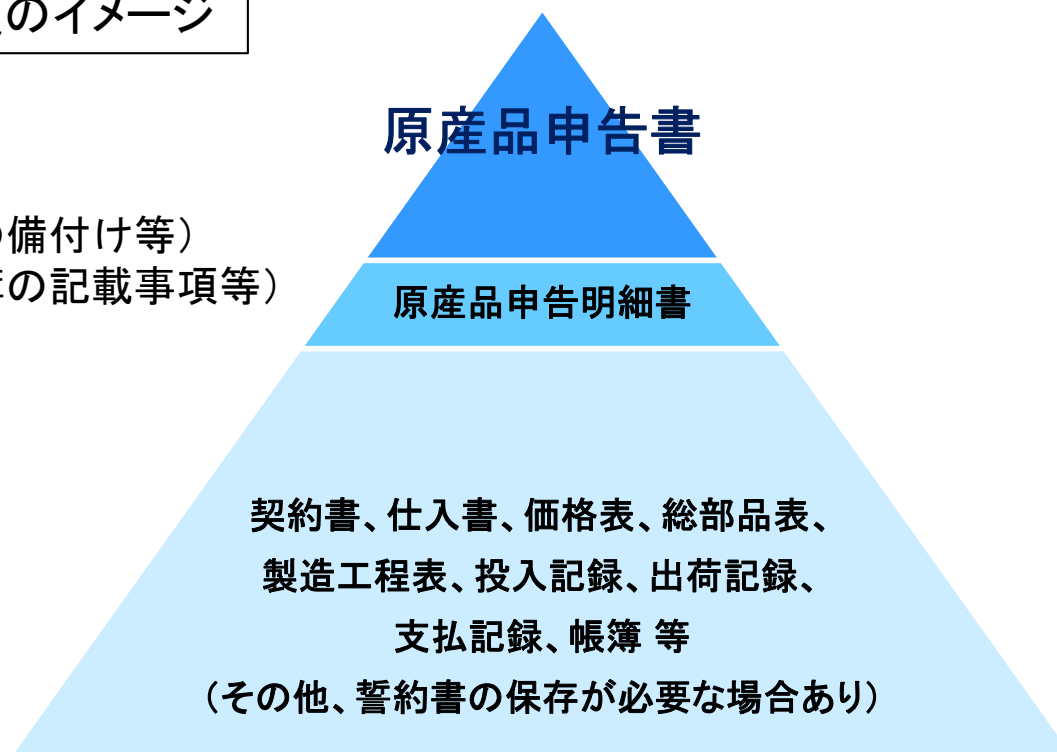
記録の保管に関する義務（協定第3.20条）

書類の保存（輸入面）

- ◆ 輸入者は、関係書類を輸入許可の日の翌日から原則として5年間保存する必要がある。
- ◆ 保存書類は、申告内容に応じて事業者自身が原産性を判断し、原産品申告書を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程表等。

保存書類のイメージ

（参照規定）
関税法第94条（帳簿の備付け等）
同施行令第83条（帳簿の記載事項等）
同基本通達94-1(3)

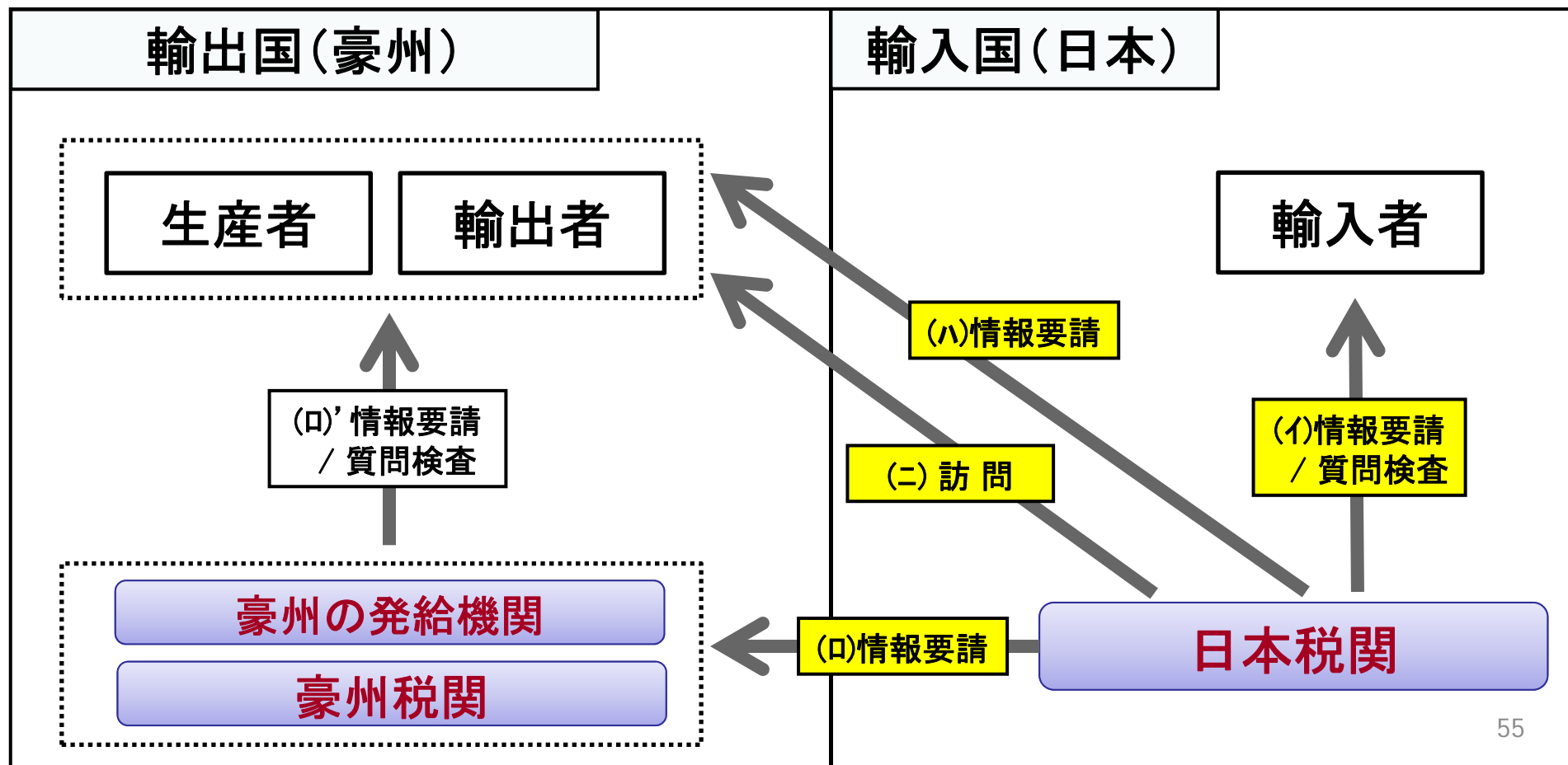


※輸入申告の際に税関へ提出した書類については保存書類の対象とはなりません。

事後確認手続等

(輸入締約国としての対応)

- (イ) 輸入者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請/質問検査。
 - (ロ) 輸出締約国の発給機関又は税関当局に対し、原産性の事後確認のための情報を要請。
 - (ハ) 輸出者や生産者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請。
 - (ニ) 輸出者や生産者の施設に原産性の事後確認のための訪問を実施。
- (注) 上記(イ)から(ニ)までの事後確認手続に優先順位はない。
- ◆ 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はEPA税率の適用を否認。

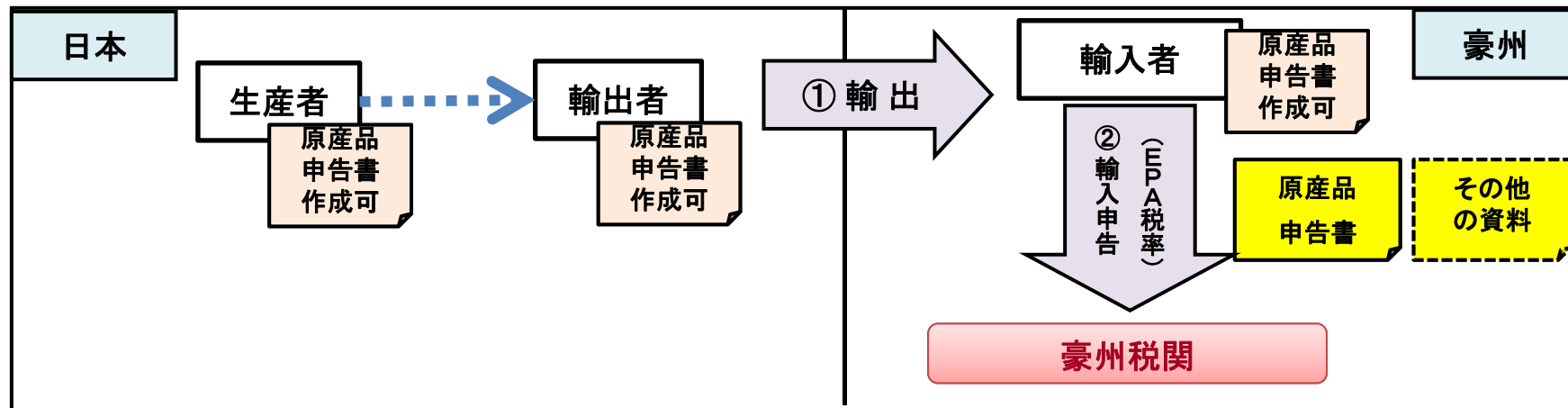


豪州に輸出する際の留意点-①

自己申告制度(日本からの輸出面)

- ◆ 豪州税関当局は輸入通関時に原産品申告書に加え、EPA税率の適正な適用の確保のため、必要に応じてその他の資料の提出を求めることとしている。
- ◆ 輸出者又は生産者は、わが国から輸出しようとする製品が原産品であることを示す輸出者又は生産者が有する情報に基づいて、原産品申告書を作成できる。
(注)輸出者は生産者の作成した誓約書(電子媒体可)に基づき原産品申告書を作成することも可能。
- ◆ 豪州税関においても事前教示制度が導入されている。豪州での具体的な輸入通関手続については、豪州税関ウェブサイト等を参照。

※日本から輸出する場合



※豪州税関ウェブサイト

<http://www.customs.gov.au/>

豪州に輸出する際の留意点-②

原産品申告書の作成者(日本からの輸出面)

- ◆ 輸入の場合と同じく、輸出者、生産者、輸入者のいずれかが作成可能。
- ◆ 英語で作成する必要がある。

Origin Certification Document
(Australia-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Exporter's or Producer's Name and Address			
No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m ³ , etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other (de minimis, accumulation), if applicable
5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)			
<input type="checkbox"/> Non-party invoice			
6. Certification I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.			
Date _____			
Name _____ (signature or stamp)			
Address _____			
Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document: <input type="checkbox"/> Importer <input type="checkbox"/> Exporter <input type="checkbox"/> Producer			

(1) 必要的記載事項

- ・ 輸出者の氏名又は名称及び住所
- ・ 生産者の氏名又は名称及び住所
- ・ 製品の概要(品名及び関税分類番号、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準)
- ・ 仕入書の番号及び日付
- ・ 貨物の積送を確認するための情報等
- ・ 本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名(電子的な署名も可)

(2) 様式及び使用言語

- ・ 豪州税関の指定するフォームを使用。
- ・ 英語により作成。

豪州に輸出する際の留意点-③

書類の保存(輸出面)

- ◆ 原産品申告書又は誓約書を作成した者は、関係書類を作成の日から原則として5年間保存する必要がある。
- ◆ 保存書類は原産品申告書や誓約書の写しのほか、申告内容に応じて事業者自身が原産性を判断し、原産品申告書を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程表等。

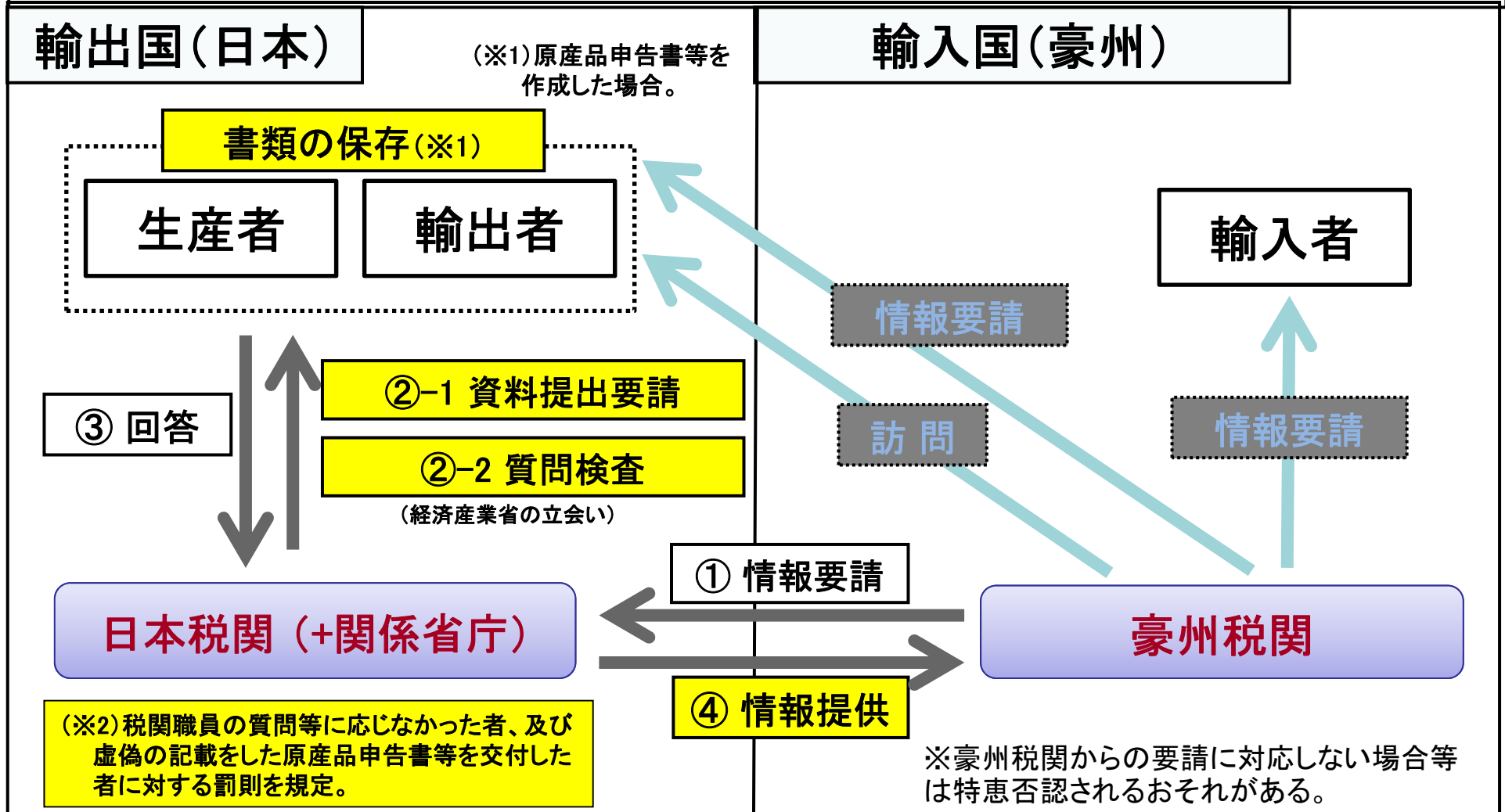
保存書類のイメージ

原産品申告書/
誓約書

契約書、仕入書、価格表、総部品表、
製造工程表、投入記録、出荷記録、
支払記録、帳簿等

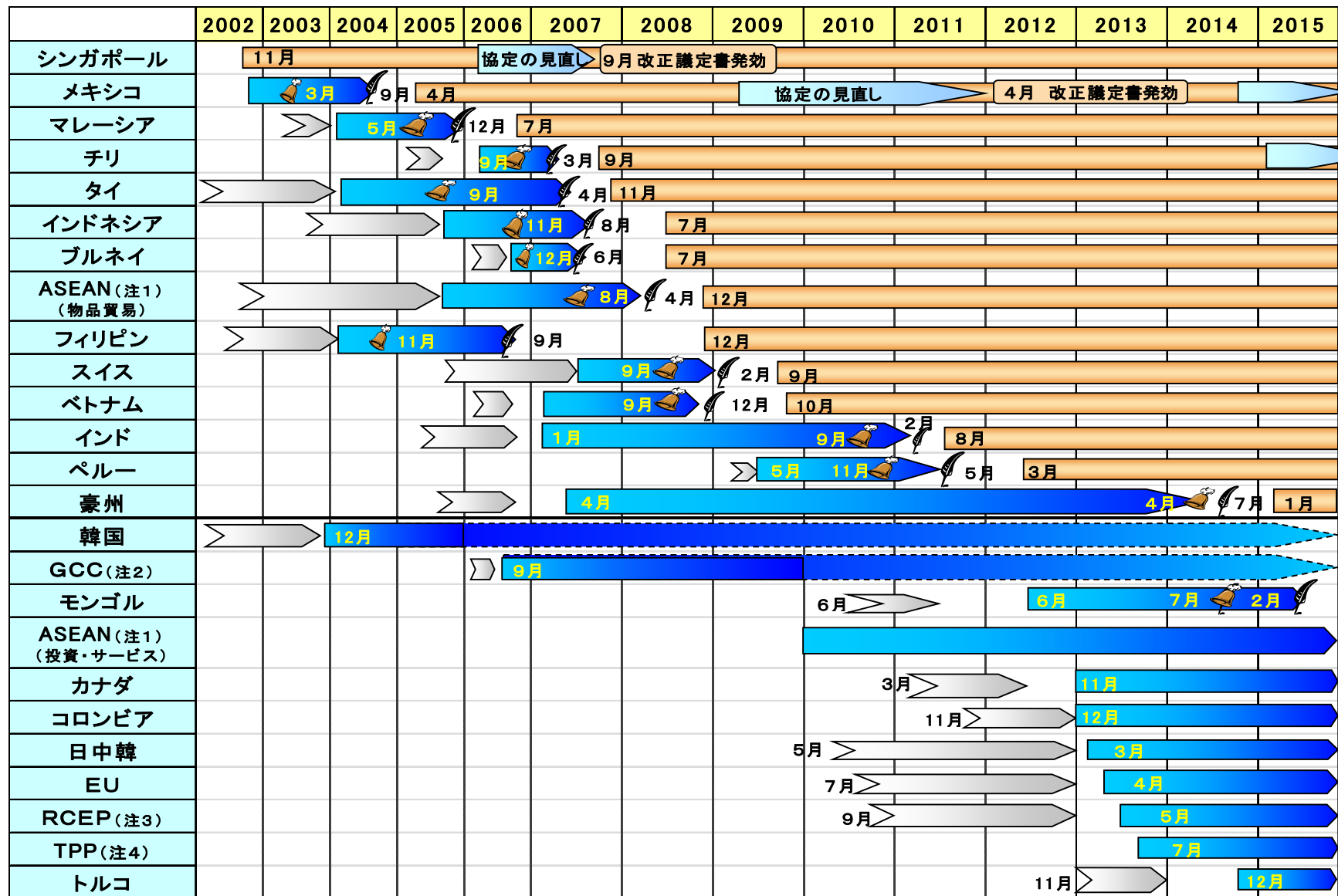
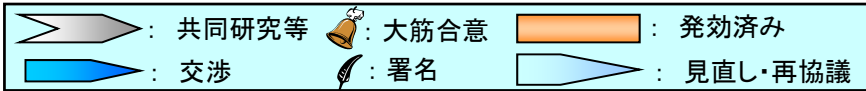
情報提供等 (輸出締約国としての対応)

- ◆ 輸入締約国が貨物の原産性に疑義を持った際には、我が国の輸出者・生産者に対して事後確認手続がなされることがある。
- ◆ 輸入締約国の税関当局から輸出締約国の税関当局へ情報提供の要請があった場合には、関係省庁との協力の枠組みの下に、輸入締約国の税関当局に情報を提供。
- ◆ 輸出者又は生産者は、原産品申告書の内容を確認するために必要な書類等を5年間保存。
- ◆ 日本税関は、必要な限度において、輸出者又は生産者に対し、質問等を実施。



原産地手続を巡る最近の動向

各国とのEPAの進捗状況 (2015年2月時点)



(注1) ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注2) GCC(湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国); 2009年以降、交渉延期

(注3) RCEP(東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)

(注4) TPP(環太平洋パートナーシップ) : シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

日本の貿易総額に占める国・地域別割合

15.6% その他

- ・台湾(4.2%) ・香港(2.5%) ・ロシア(2.2%)
- ・メルコスール(1.4%)
- [うち ブラジル(1.1%)、アルゼンチン(0.2%)]
- ・イラン(0.5%) ・南アフリカ共和国(0.7%) 等

(出典)財務省「貿易統計 国別総額表」2013年(確定値)より作成

22.6% 発効済

- ・ASEAN(14.8%) ・メキシコ(0.9%)
- ・チリ(0.6%) ・スイス(0.7%)
- ・インド(1.0%) ・ペルー(0.2%)
- ・豪州(4.4%)

(ASEAN メンバーのうち二国間
EPAも発効済の国)

- ・タイ(3.7%) ・インドネシア(3.0%)
- ・マレーシア(2.9%) ・ベトナム(1.6%)
- ・フィリピン(1.2%) ・ブルネイ(0.3%)
- ・シンガポール(1.8%)

0.02% 署名済

- ・モンゴル(0.02%)

61.8% 交渉中

- ・中国(20.1%)
 - ・韓国(6.0%)
 - ・EU(9.7%)
 - ・米国(13.1%) *
 - ・カナダ(1.3%) *
 - ・ニュージーランド(0.3%) *
 - ・トルコ(0.2%)
 - ・コロンビア(0.1%)
 - ・GCC(11.1%)
- ※2009年以降、交渉延期

(注) * は「交渉中」のうち、TPP交渉参加国

84.4% EPA発効済・交渉段階の国・地域

【参考】主要国のFTA比率^(注)(2014年7月現在 発効・署名済のもの)

日本:23%、米国:40%、EU:30%、韓国:38%、中国:24%

(注)FTA比率:FTA相手国(発効済国又は署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典)貿易額は、日本は財務省貿易統計(2013年)、他国はIMF Direction of Trade Statistics(2013年)より作成。

諸外国のFTA証明手続の類型

← 輸出国政府が証明に関与 →

第三者証明

輸出者の申告に基づき、輸出国政府(発給機関)が発給する原産地証明により、輸入者が証明

取引毎の原産地証明、原本が必要(コピー、電子媒体不可)

アセアン、**日本**、中国

認定輸出者自己証明

輸出国政府が認定した認定輸出者が作成した原産地申告により、輸入者が証明

取引毎の原産地証明、原本が必要(コピー、電子媒体不可)

EU、スイス

※**日本が、スイス協定、ペルー協定、メキシコ協定で導入**

← 完全自己申告 →

事業者による自己申告

輸出者/製造者/輸入者が作成した原産地申告文書により、輸入者が証明

契約毎の原産地申告文書(コピー、電子媒体可)

米国、カナダ、メキシコ(墨)、チリ、豪州、NZ

〔※**日本が、オーストラリア協定で導入**〕

原産地規則の理解を深めて頂くために・・・

- 東京税関業務部総括原産地調査官部門は、原産地規則を説明する講師（税関職員）を派遣します（全国を対象）。
- ご関心がありましたらお気軽にお問い合わせください。



無料

原産地規則を説明する講師を派遣します

現在、我が国では13の国・地域との経済連携協定（EPA）が発効しており、TPP（環太平洋経済連携協定）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日 EUEPA、日中韓 FTA などの広域 FTA の交渉が進められています。東京税関業務部総括原産地調査官部門では、EPA/FTA 税率を利用した輸入に不可欠な原産地規則の理解を深めて頂くため、各種業界団体の皆様が開催する説明会や研修会に税関職員を講師として派遣しております。ご希望がございましたら、まずはお気軽にご相談下さい。

- 説明内容
原産地規則の概要やケーススタディ 等
- 講師
東京税関業務部総括原産地調査官部門職員
- 費用
講演料、交通費等の負担は一切不要です。
※ただし、会場やスライド等の機材などは主催者側でご準備下さい。
また、申し込み多数の場合、ご要望に添えない場合もございます。
- 場所
貴団体の所在地等（ご相談下さい。）

お問い合わせは！

東京税関業務部総括原産地調査官部門
TEL 03-3599-6612、FAX 03-3599-6429
E-mail tyo-gyomu-origin@customs.go.jp

輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
原産地認定 についての

「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、文書で回答を受け
ることができる制度で、

- 事前に一般特惠税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができる
- 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し、3年間尊重されるなどのメリットがあります。



カスタム君

- ◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》
 - ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
 - ・トップページのピックアップ中「 税関手続きの案内 税関様式及び記載要領」
→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。
 - 原産地については、事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」
- ◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19-2をご参照ください。 》
 - ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

税関ホームページ

http://www.customs.go.jp/

The screenshot shows the Japanese Customs website (www.customs.go.jp) with several red boxes and arrows highlighting specific navigation paths. A large black arrow points from the '事前教示' (Advance Notice) link to the '輸出の手続き' (Export Procedures) link.

Navigation Annotations:

- 『輸出入の手続き』をクリック** (Click on 'Export/Import Procedures')
- 『経済連携協定(FTA/EPA)』はここをクリック** (Click on 'Economic Partnership Agreements (FTA/EPA)')
- 『事前教示』はここをクリック** (Click on 'Advance Notice')
- 『原産地規則について』をクリックすると** (Click on 'About Rules of Origin')
 - 不備ある原産地証明書の取扱い (Handling of incomplete Rules of Origin Certificates)
 - 原産地規則に関する講師派遣のご案内 (Information on Lecturer Dispatch Regarding Rules of Origin)

Website Content:

輸出入手続
このページでは、貨物の輸出入通関手続に参考となる資料等を掲載しております。

お知らせ
輸出通関における保税輸入原則の見直しについては、当該見直しを盛り込んだ関税改正法が平成23年3月31日に成立し、同年10月1日より施行されました。これにより、保税地域に貨物を輸入した後に行うこととされていた輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への輸入前に行うことが可能となりました。
[輸出通関における保税輸入原則の見直しについて](#) (124kb:PDF)
【参考資料】[関税法基本通達等の一部改正\(平成23年8月10日財関第901号\)](#)

手続に関し不明な点がございましたら、[最寄りの税関](#)までお問い合わせください。

1. 品目分類及び税率

- ▶ [輸出統計品目表](#)
- ▶ [実行関税率表](#)
- ▶ [関税率表解説・分類例規](#)
- ▶ [輸入貨物の品目分類事例](#)
- ▶ [品目分類の事前教示](#)
- ▶ [事前教示回答\(品目分類\)](#)

2. 関税評価(課税価格)

- ▶ [課税価格の計算方法](#)
- ▶ [評価申告制度の概要](#)
- ▶ [関税評価の事前教示](#)
- ▶ [関税評価用語等解説](#)
- ▶ [輸入貨物の関税評価事例](#)
- ▶ [外国為替相場\(課税価格の換算\)](#)
- ▶ [課税価格に含まれる運賃等の取扱いについて](#)

3. 原産地認定

- ▶ [原産地規則について](#)
- ▶ [原産地認定の事前教示](#)

経済連携協定(FTA/EPA)

- ▶ [関税のしくみ](#)
- ▶ [特殊関税制度](#)
- ▶ [特恵関税制度](#)
- ▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)
- ▶ [シーリング関係\(日メキシコEPA\)](#)
- ▶ [保税地域制度](#)
- ▶ [免税コンテナに係る税関手続について](#)
- ▶ [更正の請求期間の延長等について](#)
- ▶ [通関士試験](#)
- ▶ [税関関係手数料](#)

事前教示

注意：下記のリンクをクリックすると新規ウィンドウが開きます。

ご不明の点があれば・・・

適用税率等のEPA関連の情報は税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm)からご覧いただけます。

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関又は貨物を輸入申告する税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会下さい。

税関事前教示メールアドレス、連絡先、FAX番号一覧

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
名古屋税関	nagoya-gyomu-	052-654-4205	052-654-4184
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8665	095-827-0580
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4256	0138-45-8872
沖縄地区税関	oki-9a-bunrui@customs.go.jp	098-862-8692	098-863-0390

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る文書による事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。

ご清聴ありがとうございました。

本資料の利用についての注意事項

本資料を著作権法上認められている「私的利用」の範囲を超えて複製・転載する場合には、下記までご連絡をお願いいたします。

東京税関業務部総括原産地調査官 TEL 03-3599-6612

本資料は、東京税関業務部総括原産地調査官において、作成日現在の法令に基づき作成しております。
法令・制度等についての最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。